

世田谷区環境基本計画

（素案）

平成26年8月
世 田 谷 区

目 次

第 1 章	計画の基本事項	1
1-1	環境基本計画策定にあたっての基本的視点	
1-2	計画の目的等	
1-3	計画期間	
1-4	「環境」の捉え方と対象とする範囲	
第 2 章	世田谷区の環境の現状と課題	
2-1	人口・社会の動向	
2-2	みどりとみず	
2-3	エネルギー	
2-4	地球温暖化	
2-5	都市環境	
2-6	生活環境	
2-7	ごみ減量・資源循環	
第 3 章	世田谷区のめざす環境像	
第 4 章	計画の目標と方針	
基本目標 1	みどりとみずの豊かな潤いのあるまちをつくります	
基本目標 2	自然の恵みを活かしたエネルギーの利用拡大と 創出をめざします	
基本目標 3	環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します	
基本目標 4	地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会を推進します	
基本目標 5	快適で暮らしやすい生活環境を確保します	
第 5 章	重視すべき主要な取組み	
第 6 章	実現の方策～環境について学び、環境に配慮した行動を実践する～	
6-1	区民の役割	
6-2	事業者の役割	
6-3	区の役割	

第1章 計画の基本事項

1-1 環境基本計画策定にあたっての基本的視点

(1) 区を取り巻く状況

平成8年に「世田谷区環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策を推進してきました。その後、平成12年、17年、22年に計画を見直し、社会情勢や世田谷区を取り巻く環境の変化などに応じて施策を展開してきました。

平成22年の見直しでは、喫緊の課題である地球温暖化対策の強化を図るため、「低炭素社会への移行」を基本目標の一つに据えるとともに、地球温暖化への対応を通じて持続可能な社会をめざすことを重点施策としました。また、区民、事業者、区の具体的な行動につながる計画とするため行動指針を環境基本計画に示しました。

しかし、その後の5年間で世田谷区を取り巻く環境は、さらに大きく変化しています。

平成23年3月11日の東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故の災禍は、想定を超えた災害に対する既存の社会システムの脆さをあらわにしました。また、大量の資源・エネルギーを消費する今日の社会のあり方を見つめ直すこと、自然との関わり方や安全・安心の視点を含めて、社会を持続可能なものへと見直していくことの必要性を多くの国民に意識させるきっかけとなりました。

深刻な環境問題である地球温暖化の進行も続いています。主要な温室効果ガスである二酸化炭素の濃度は、国内3か所の観測地点の月平均値が平成25年以降、400ppmを超えています。平成25年9月に公表された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第5次評価報告書第1作業部会報告書によると、大気中の二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)は、過去80万年間で前例のない水準まで増加しています。また、世界の平均気温が今世紀末には現在(1986-2005年)と比較して最大4.8℃上昇するという予測が示され、対策の緊急性、重要性はこれまで以上に高まっています。

(2) 国、都の状況

国が平成24年4月に閣議決定した第四次環境基本計画では、環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけました。また、平成26年4月には、新しいエネルギー基本計画が策定され、「安定供給(エネルギー安全保障)」、「効率性の向上による低コストでのエネルギー供給(経済効率性)」、「環境への適合」及び「安全性」を基本的視点として、多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造の実現をめざすことが示されました。

東京都においても、平成24年5月に「東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針～節電の先のスマートエネルギー都市へ～」が策定され、賢い節電・省エネ、低炭素・自立分散型エネルギーの利用拡大、エネルギーマネジメントによる需給の最

適制御を進め、低炭素・快適性・防災力の3つを同時に実現するスマートエネルギー都市をめざしていくことが示されました。

（３）策定にあたっての基本的視点

区内では、都市化のさらなる進行に伴い、みどりが減少しています。また、地球温暖化にヒートアイランド現象も加わり、真夏日・猛暑日の増加や、時間100ミリを超える豪雨とこれによる被害の発生などの問題も生じています。さらに、大気汚染や水質汚濁、騒音、まちの美化など、身近な生活環境問題への対策も、引き続き必要とされています。

こうした状況の中、平成25年9月に策定した「世田谷区基本構想」は、「環境に配慮したまちをつくる」を9つのビジョンの一つに掲げ、環境と共生し、調和したまちづくり、みずとみどりの質と量の向上、エネルギーの効率的な利用と地域内の循環、再生可能エネルギーの拡大、ごみの抑制、環境にやさしい自転車や公共交通機関の積極的な利用を進めていくこととしています。また、平成26年3月に策定した「世田谷区基本計画」では、3つの基本方針のひとつに「環境と調和した地域社会の実現」を掲げ、区民、事業者、行政が主体的に環境への取組みを進めていくことを示しました。

環境と調和した地域社会の実現

みずとみどりに恵まれた良好な生活環境を守り、次の世代に伝えとともに、都市の新たな魅力や活力を創出するため、一人ひとりの暮らし方や都市機能のあり方を見直します。

生活を支える環境・エネルギーへの取組みや災害への備えを、区民、事業者、行政それぞれが主体的に進めることにより、環境と調和のとれた、復元力を持った地域社会をつくります。

このような社会状況の変化、喫緊の課題に対応し、環境施策を総合的かつ計画的に進めるため、次の基本的視点を踏まえ、新たな環境基本計画を策定します。

策定にあたっての基本的視点

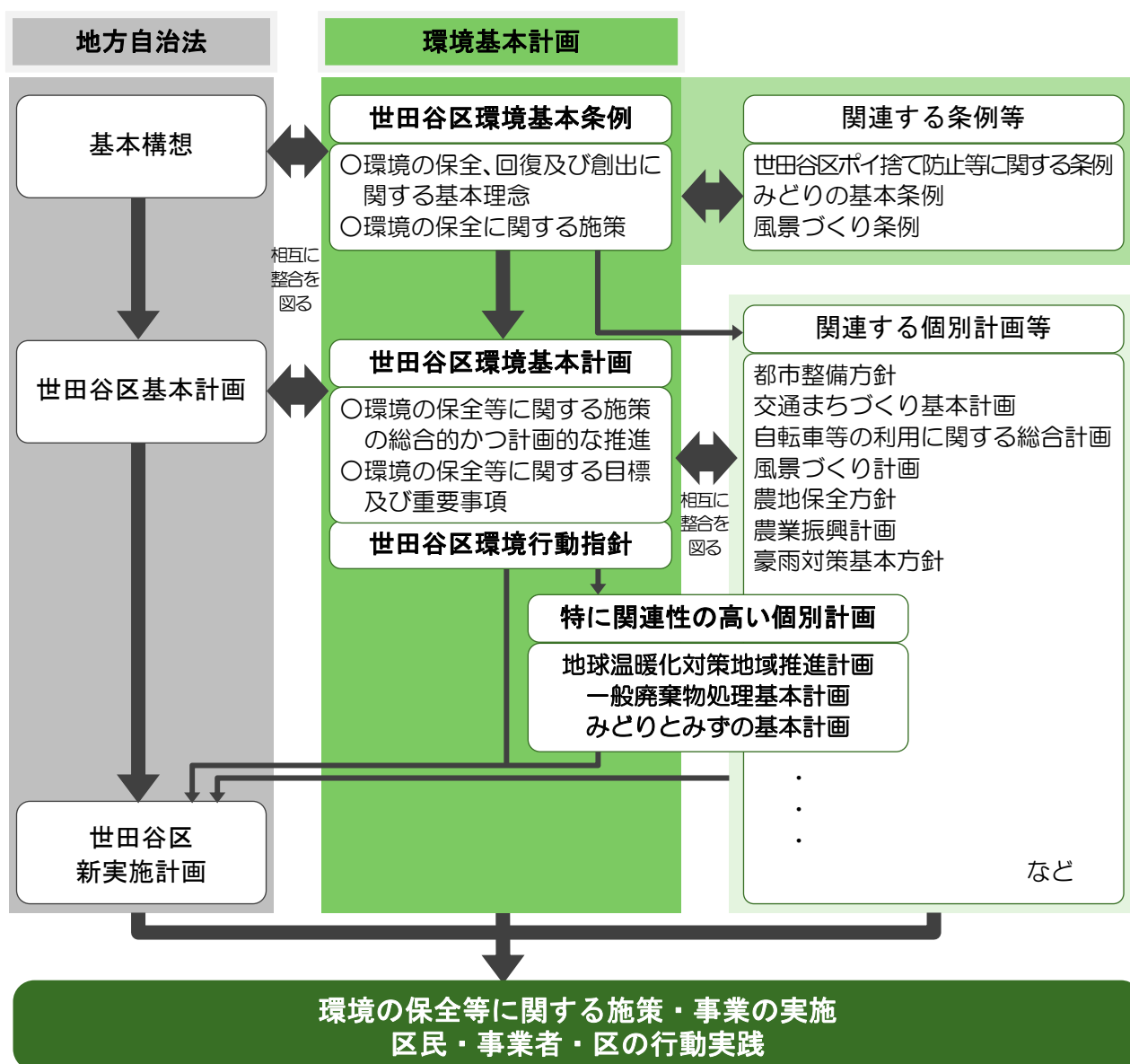
- 「世田谷区基本構想」のビジョンの一つに示される「環境に配慮したまちをつくる」の内容及び「世田谷区基本計画」の基本方針に示された「環境と調和した地域社会の実現」等の内容を踏まえた計画とする。
- 世田谷区を取り巻く自然環境、生活環境の保全をはじめ、地球規模での環境問題も視野に入れた、区の環境施策全般を総合的かつ計画的に推進するための計画とする。
- 東日本大震災後の様々な社会的な課題を踏まえ、再生可能エネルギーの活用をはじめとしたエネルギーの効率的な利用や、環境に配慮したライフスタイルへの転換なども含めた環境に関する総合的な計画とする。

1-2 計画の目的等

この計画は、世田谷区環境基本条例第7条の規定に基づき、環境の保全、回復及び創出（以下、「環境の保全等」という。）に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、環境の保全等に関する目標と方針等を定めるものです。

環境の保全等に関する目標を実現するためには、区民・事業者・区による自主的かつ積極的な行動が必要です。そのため、世田谷区環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全等に関する目標の実現のため、区民、事業者及び区が環境の保全等に関して配慮すべき事項である「世田谷区環境行動指針」についても、この計画に含むものとして策定します。

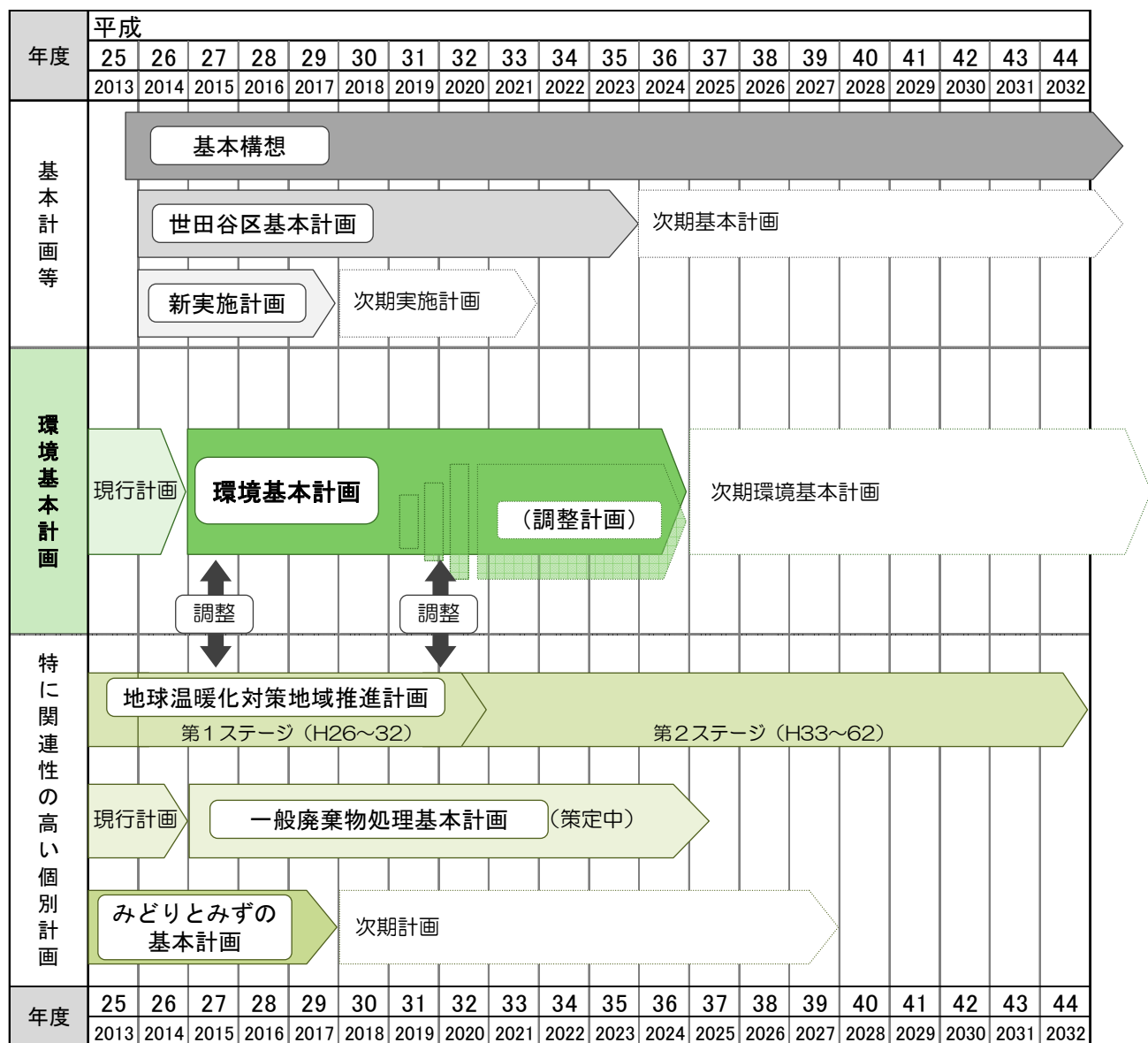
なお、この計画は、区が定める「基本計画」や「実施計画」、「地球温暖化対策地域推進計画」、「一般廃棄物処理基本計画」、「みどりとみずの基本計画」等、他の行政計画と補完・連携し合うものとして位置づけられるものです。



図－1 世田谷区環境基本計画の位置づけ

1-3 計画期間

計画期間は、平成27年度～平成36年度の10年間を予定します。



図－2 計画期間

1-4 「環境」の捉え方と対象とする範囲

世田谷区環境基本条例では、環境の保全等を図るにあたって、施策の策定及び実施によって確保すべき事項を次のように定めています。

世田谷区環境基本条例

第4条 区は、環境の保全等を図るに当たっては、次に掲げる事項の確保を旨として、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止
- (2) 水、緑、生き物等からなる自然環境の保全等
- (3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保全等及び歴史的文化的遺産の保全
- (5) 安全で暮らしやすい都市環境の整備
- (6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量
- (7) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷を低減すること等

これを踏まえ、環境については、個人の身近な日常生活のレベルから、地域、都市、地球環境のレベルまで幅広くとらえ、日常生活や事業活動など様々な人間活動・社会活動により環境に影響を与える現象や都市の社会資本や住宅の整備、防災や都市の安全性、快適性に関連する要素も環境施策の視野に入れて考えるものとします。

イメージ図

図ー3 「環境」の捉え方と対象とする範囲

第2章 世田谷区の環境の現状と課題

2-1 人口・社会の動向

(1) 人口の動向

世田谷区の人口は大正期から急激に増加し、昭和50年代に約77万人となってからは横ばい傾向となりました。昭和62年の794,639人をピークに一旦減少傾向を示しましたが、平成8年以降は緩やかな増加に転じ、平成26年1月1日現在、852,694人（外国人を除く）、世帯数は444,220世帯（外国人のみ世帯を除く）となっており、人口・世帯数は東京23区で最も多い状況です。

また、平成22年国勢調査によると単独世帯の割合が増加しており、49.8%と最も多く、全国の割合の32.4%と比べ高くなっています。平成26年1月1日現在の一世帯あたりの人員は、2人を下回って（1.92人）います。

人口構成の変化（割合）は、平成7年と比べ、年少（0～14歳）人口については11.5%と横ばいですが、その一方で、高齢者（65歳以上）人口は13.5%から19.3%へと上昇し、高齢化が進んでいます。

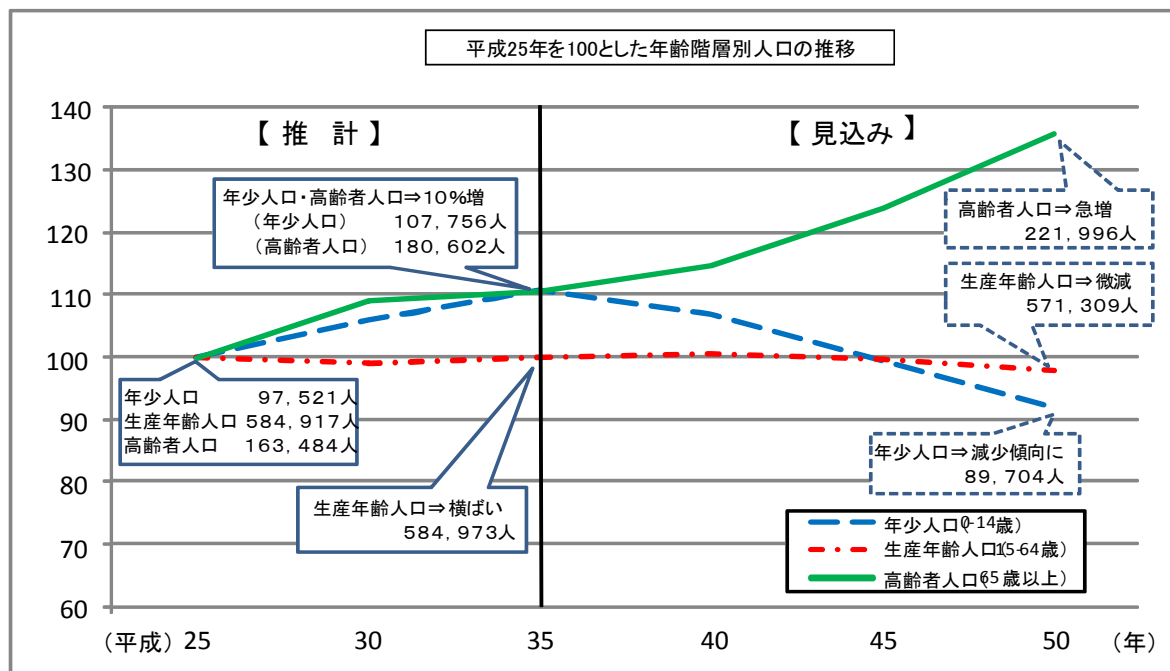
平成25年度に実施した将来人口推計によると、区の人口は、平成25年の845,922人から、平成35年には873,332人（27,410人増）まで増加します。その後も増加傾向が続き、平成50年には883,009人（37,087人増）となる見込みです。

年齢階層別では、年少人口は、推計期間中（平成35年まで）は増加傾向にあり、当面、少子化は進まないものの、その後、減少傾向に転じる見込みです。高齢者人口については一貫して増加が進むと見込まれます。なお、生産年齢人口については、概ね横ばいの水準が維持される見込みです。

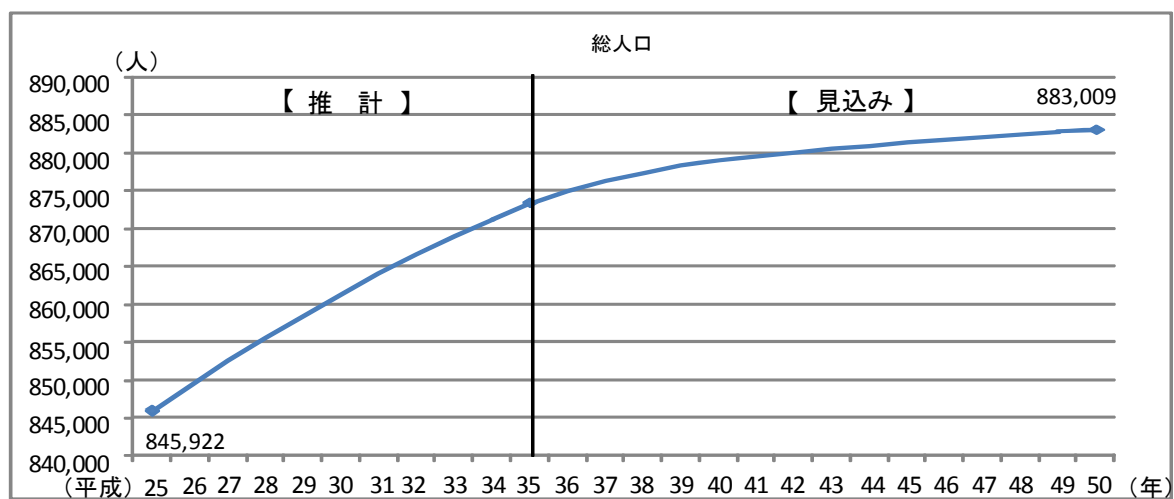
今後も人口増加を踏まえつつ、子どもから高齢者まで安心して暮らすことのできる、良好な生活環境を維持していくことが求められています。

(2) 社会の動向

この20年の間にバブル経済の崩壊と長期にわたるデフレ経済を経験し、予想を超えて進むグローバル化や高度情報化の進展、急速に進む少子高齢化や都市化に伴う家族形態の多様化や人と人のつながりの希薄化、格差の拡大による深刻な問題に直面してきました。特に、平成23年3月の東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故の災禍は、一人ひとりの生き方や地域社会のあり方の土台を揺さぶることになりました。その流れの一つとして、エネルギーの利用のあり方や、ライフスタイルへの意識が大きく変わる中で、環境と共生した持続可能な社会を構築していくことが求められています。



図－4 平成25年を100とした年齢階層別人口の推移



図－5 総人口の推移

2-2 みどりとみず

(1) 現状

世田谷区は多摩川の浸食により形成された国分寺崖線をはさみ、武蔵野台地と多摩川低地に分かれており、崖線沿いの樹林地や点在する社寺林、屋敷林、西部地域に多い農地などにより、一般にみどりの多いまちというイメージが定着しています。中でも、国分寺崖線の斜面地一帯にはみどりが多く、湧水も豊富で、貴重な自然が残されていることから、「みどりの生命線」ともいわれています。また区内には野川、仙川などの中小河川が流れ、23区内では貴重な自然の渓谷である等々力渓谷があるなど、水の豊かな環境を有しています。

明治期までの世田谷の風景は武蔵野台地に広がる畑や点在する雑木林、中小河川と用水、寺社の境内地の樹林や農家と屋敷林といった農村の特徴を備えていました。その後、宅地化の進行に伴い、都市近郊農村から住宅都市へと変貌する中で、比較的ゆったりとした敷地の宅地があり、住宅地の中に農地が残るといった、世田谷区の特徴的なまちの景観が形成されてきました。

都市化が進み人口が増加することに合わせ、自然のみどりが減少してきた代わりに、街の中に公園の整備が進められました。特に砧公園や祖師谷公園、駒沢公園などの規模の大きな公園には、まとまったみどりが残されているほか、住宅地の中の公園にも大きな樹木が育ち、まちに潤いを与えています。また、区民による庭や道路沿いの緑化が、緑豊かな住宅地の形成に寄与しています。

さらに、みどりやみずは、多様な生物が生息する空間としても重要な役割を果たしています。

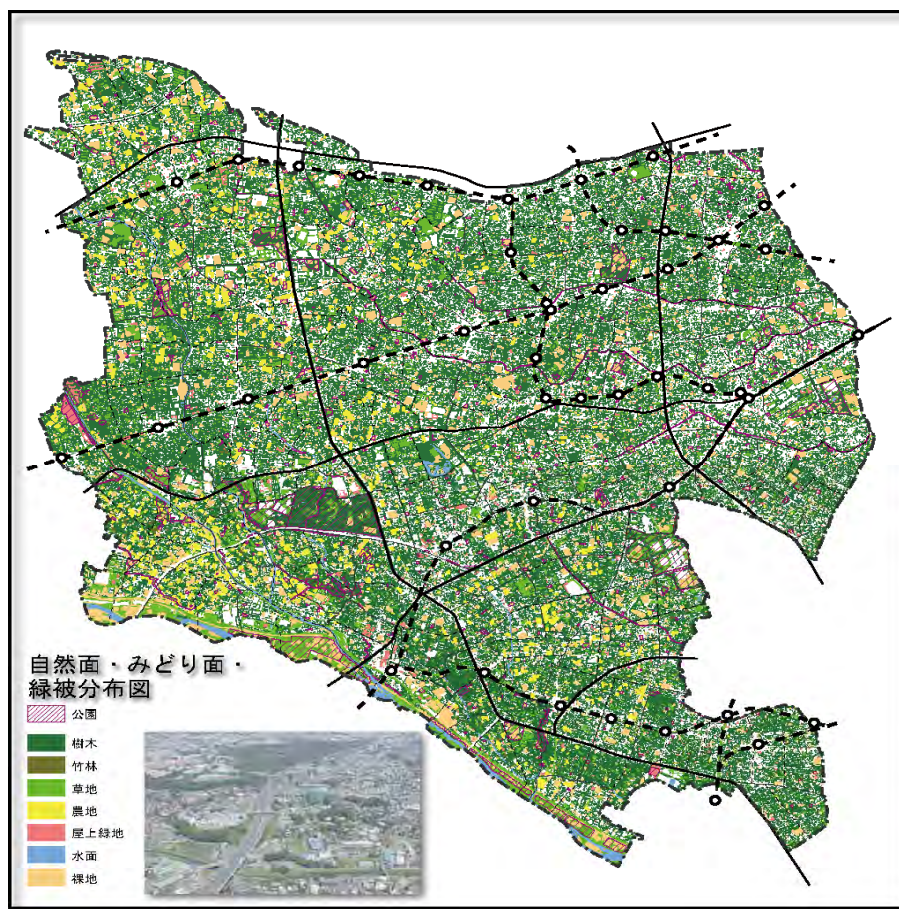
平成23年度の区のみどり率は24.6%で平成18年度からの5年間で約1%減少しています。また、みどりの減少に合わせて雨水の浸透しにくい土地利用が増加し、地下水の水量の減少傾向も見られます。

(2) 課題

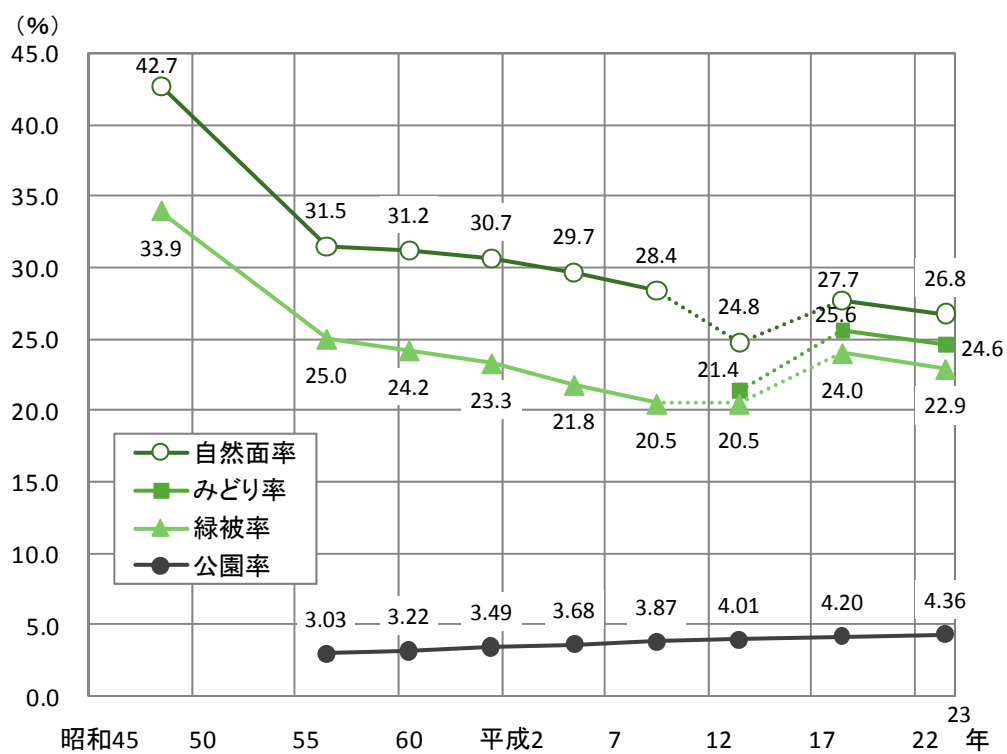
区内の公園の面積は増加している一方で、宅地化により、自然のみどりや農地は減少しています。世田谷区のみどりの6割は民有地のみどりであり、相続に伴う宅地の細分化や開発事業等のために減少していることから、保全・創出に向けた取組をさらに進める必要があります。

同時に、日常生活の中で目にふれるみどりや身近に感じられるみどりを増やしていくことや、量の確保に加え、多様な生物が生息する空間を創出していくことも必要です。

また、みどりの保全を通じて、雨水の浸透を図り、水循環を保全することも必要です。



図－6 自然面・みどり面・緑被分布図



図－7 自然面、みどり率、緑被率、公園率の推移

2-3 エネルギー

(1) 現状

東日本大震災とその後の原発事故により、エネルギー利用のあり方やライフスタイルへの意識が大きく変わってきました。こうした中で、将来の世代に負担をかけないよう環境と共生し、調和したまちづくりが求められています。

原発が稼動しない状況により、電力の供給が不安定となる中で、省エネルギーの意識が高まりました。一方で化石燃料による火力発電の増加は、二酸化炭素排出量の増加を招くこととなり、地球環境への影響が懸念されます。

私たちの暮らしにエネルギーは欠かすことのできないものですが、温室効果ガスを削減し、環境負荷を抑えた社会を構築するためには、「省エネ」と同時に再生可能エネルギーの活用などによる「創エネ」の双方を進めることが重要となっています。

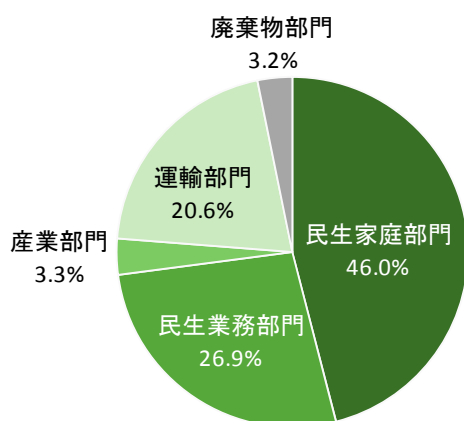
平成23年度に策定した「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」では、「自然の恵みを活かして小さなエネルギーで豊かに暮らすまち 世田谷」を目指し、平成32（2020）年度までに区全域の二酸化炭素排出量を、平成2（1990）年度比10%削減することを目標として、省エネ・創エネについての施策に取り組むこととしています。しかしながら、平成23年度の二酸化炭素排出量は2,964千トンであり、平成2年度より17.5%増加しています。

区は、省エネ対策として、区民の省エネ行動を推進するとともに、エネルギーを使用する機器の高効率化や建物の断熱性の向上などの住まいの省エネ化につながる設備面からの対策にも取り組みはじめています。また創エネについて、太陽光・太陽熱・バイオマスなどの再生可能エネルギーの活用を促進していくこととしています。

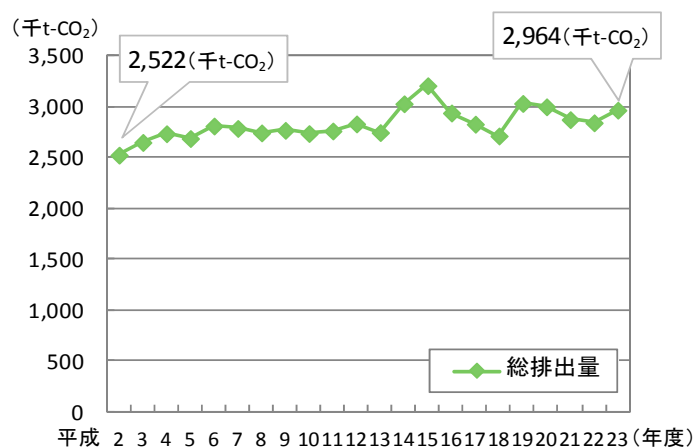
(2) 課題

世田谷区の二酸化炭素排出量は、民生家庭部門が40%以上、民生業務部門が約30%を占めており、家庭や事業所におけるエネルギー使用が大きく影響しています。そのため、特に家庭や事業所において一層の省エネルギー対策を進めるとともに、環境負荷が少ないエネルギーとして再生可能エネルギーの活用をさらに促進していく必要があります。

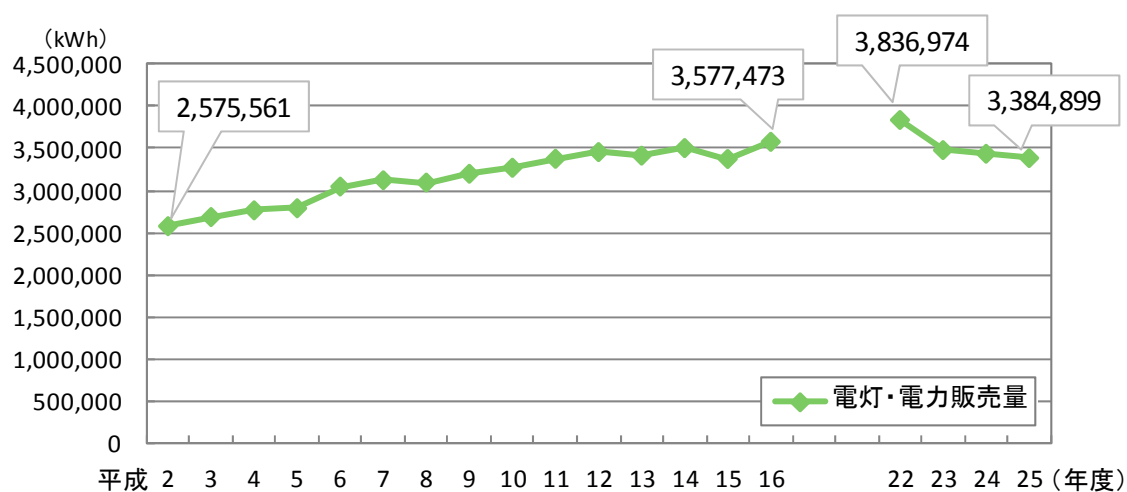
また、限られたエネルギーを効率的に利用するために、再生可能エネルギーを生産する地域と連携することや、身近なところで生み出すエネルギーを上手に活用することなど、多様なエネルギーの活用を進める必要があります。



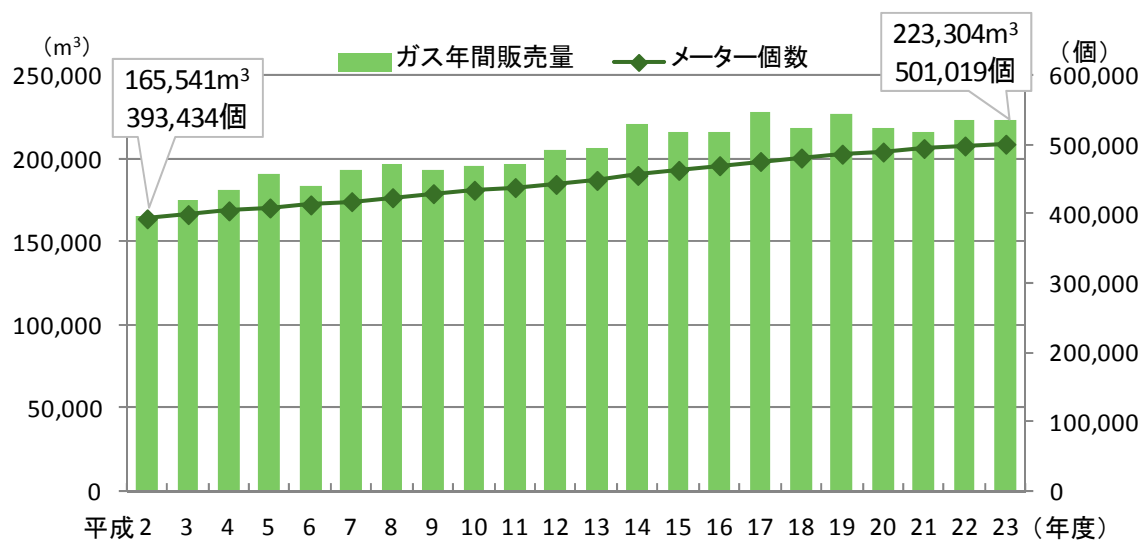
図－８ 部門別CO₂排出量の割合（平成23年）



図－９ 二酸化炭素排出量の推移



図－１０ 電灯・電力販売量実績



図－１１ 都市ガス年間販売量・メーター一個数

2-4 地球温暖化

(1) 現状

人間活動、特に産業革命以降、石炭や石油といった化石燃料が大量に使用され、二酸化炭素等の温室効果ガスが大量に大気中に排出されるようになりました。その結果、地球が過度に温暖化することとなり、近年になるほど温暖化は加速しています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が平成25年9月に公表した第5次評価報告書第1作業部会報告書では、1986～2005年を基準とした2016～2035年における世界平均地上気温の変化は0.3～0.7℃の上昇が見込まれるとされています。これに伴い、中緯度の大陸のほとんどと湿潤な熱帯域において、今世紀末までに極端な降水がより強く、頻繁となる可能性が非常に高いとされています。

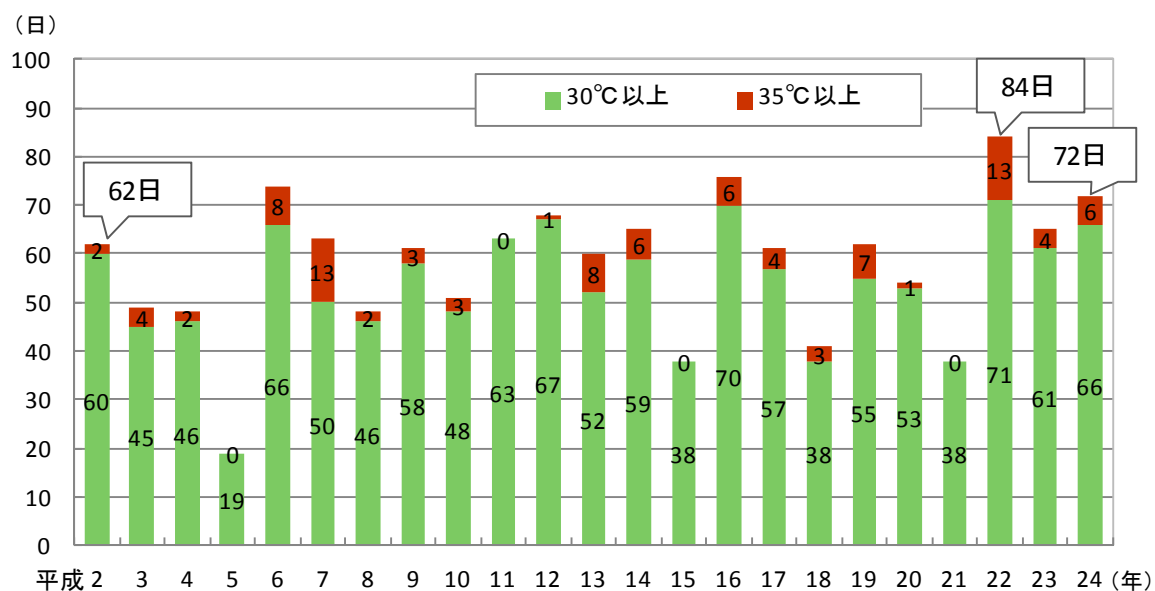
地球温暖化は私たちの暮らしにも深刻な影響を及ぼしつつあり、夏の気温上昇による熱中症リスクの増大、台風の勢力の増大、局地的な集中豪雨の発生とそれに伴う都市型水害の増加、地域固有の生態系の破壊などの状況が生じています。

世田谷区内においても、ヒートアイランド現象の影響も加わり、真夏日・猛暑日の日数が増えています。真夏日や熱帯夜の日数の増加は、熱中症や睡眠障害等との関連も指摘されています。また、時間100ミリを超える豪雨が発生するなど、豪雨による被害も生じています。

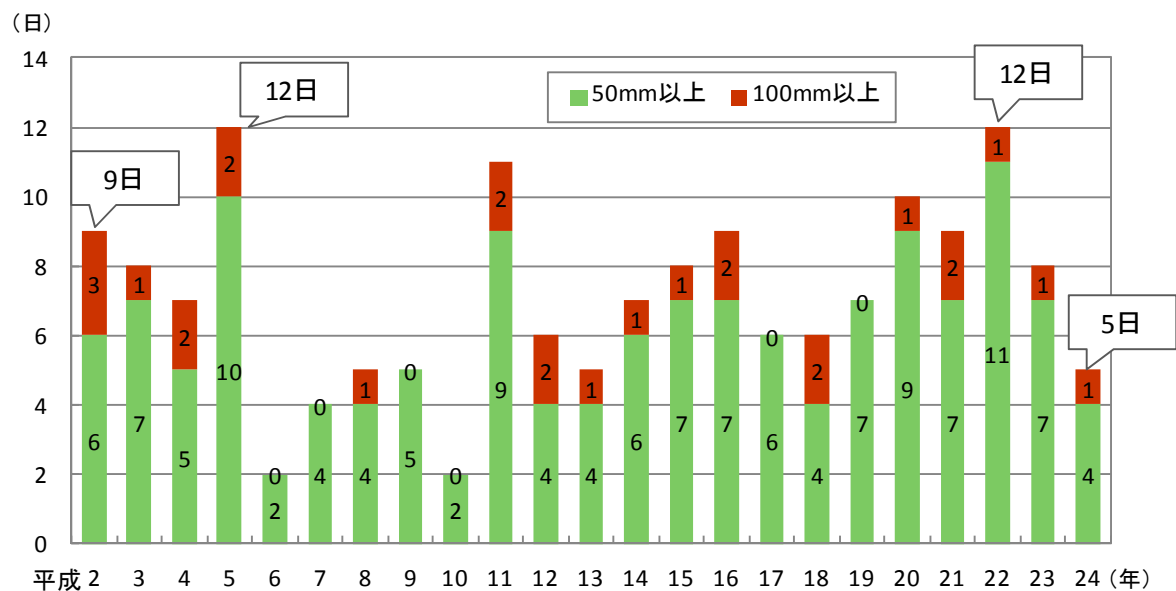
(2) 課題

地球温暖化を緩和するためには、温室効果ガスの排出量の大幅かつ持続的な削減が必要となります。そのために、「2-3 エネルギー」の課題に挙げた家庭や事業所における省エネルギー対策、再生可能エネルギーの活用促進に加え、まちづくりの中で省エネルギーの取組み、交通網の整備等を進め、地域全体で環境負荷の低減を図ることが必要です。

また、地球温暖化に伴う気候変動への適応策として、雨水流出抑制、治水対策などの豪雨対策を進めるとともに、気温上昇のもう一つの要因であるヒートアイランド現象を緩和するため、道路の熱対策、みどりのみずの保全、風通しのよいまちをつくるなど、熱をためないまちをつくる取組みも必要です。



図ー 1 2 世田谷区の真夏日・猛暑日の推移



図ー 1 3 世田谷区の50mm以上・100mm以上の降水日数の推移

2-5 都市環境

(1) 現状

世田谷区が農村から東京近郊の住宅地へと様相を変えていくのは、大正から昭和初期にかけてであり、鉄道開通を契機に住宅地が形成され始め、関東大震災後に人口が急激に増え、市街化が進みました。昭和初期には区画整理が進められ、終戦後は区内の軍事施設の跡地が住宅団地などへ転換し、その後、高度経済成長期を経て市街化が進み、東京オリンピックを契機に道路やインフラといった都市基盤の整備が一挙に進みました。

このように市街化が進む中でも、特に区の西部を中心に農地が残されてきました。また、区画整理などにより形成された住宅地には比較的大きな敷地の宅地が形成されるなど、住宅都市・世田谷の特徴ある景観が形成されてきました。

その一方で、基盤が未整備で狭い道路が多く、木造住宅が密集する地域もあり、防災面を強化する街づくりが課題となっています。

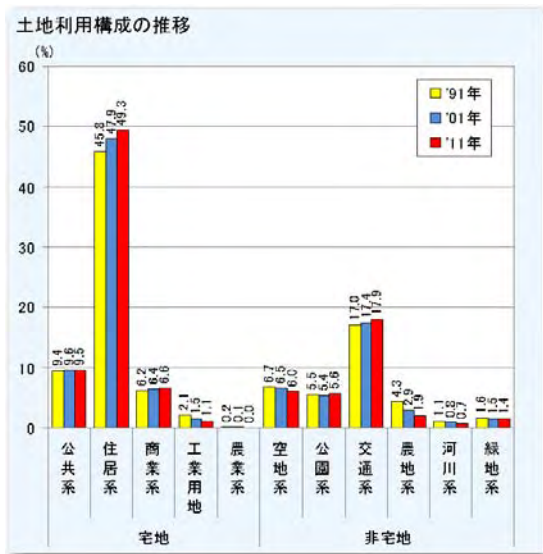
世田谷区の土地利用は、宅地のうち約74%が住居系で占められ、住宅都市としての特徴を色濃くしています。新たな市街地形成や基盤整備が落ち着きを見せる中で、駅周辺の活性化や利便性向上などのため、三軒茶屋駅や二子玉川駅、祖師ヶ谷大蔵駅周辺では市街地再開発事業が行われるとともに、経堂駅や梅ヶ丘駅、成城学園前駅、下北沢駅周辺などでは鉄道の連続立体交差事業にあわせて拠点となる駅周辺の再整備が行われています。その一方で、専用住宅を中心とした宅地の細分化の進行、農地の宅地への転用などが、近年課題となっています。

また、近年、大規模な国公有地等が民間事業者売却されてマンション開発が行われるケースも目立つようになりました。さらに、建築基準法の改正による地下住宅部分の容積率の緩和や建築技術の向上などにより、傾斜地や住宅地におけるマンション等の建築計画が増加し、周辺住民と事業者の間でトラブルとなるケースもあり、大規模な建築や開発事業に際しての環境配慮が、ますます重要となっています。

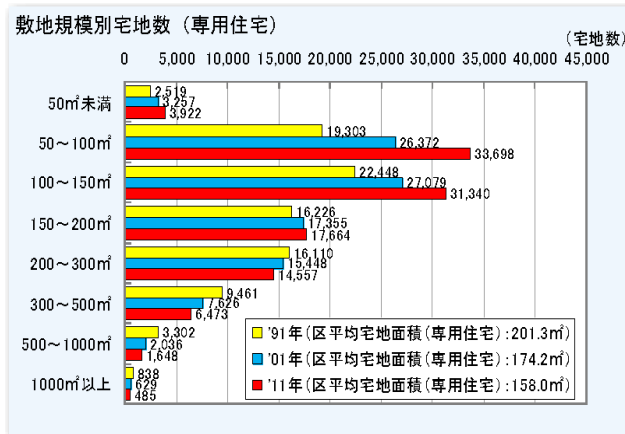
(2) 課題

世田谷区では、都市計画道路の整備率が依然として低く、また一部の地域では細街路が残り、接道不良等により建替えが困難な状況があり、防災面の向上が求められています。

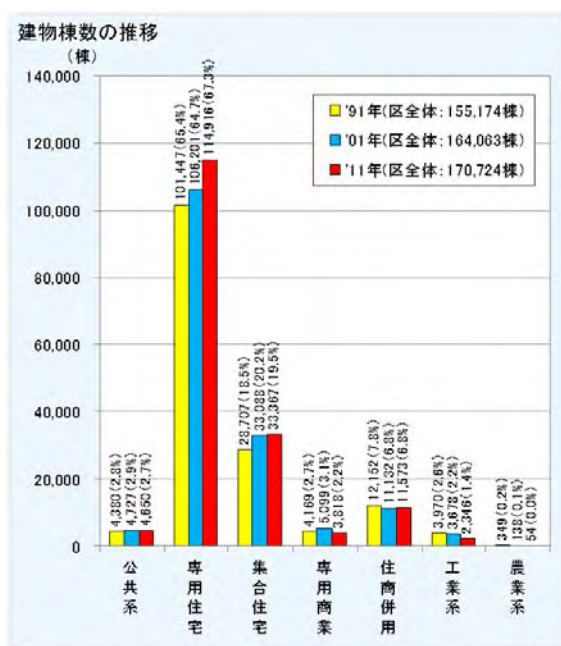
また、宅地の細分化、建物棟数密度の上昇、宅地化の進行に伴う農地の減少が続いており、良好な住宅都市とするため、みどりとやすらぎのある住みやすいまちづくり、世田谷らしい風景を保全した地域特性に応じた魅力あるまちづくりが必要です。特に、開発事業等に指導にあたり、計画段階から十分な環境配慮を求めていくことが必要です。



図－１４ 土地利用構成の推移

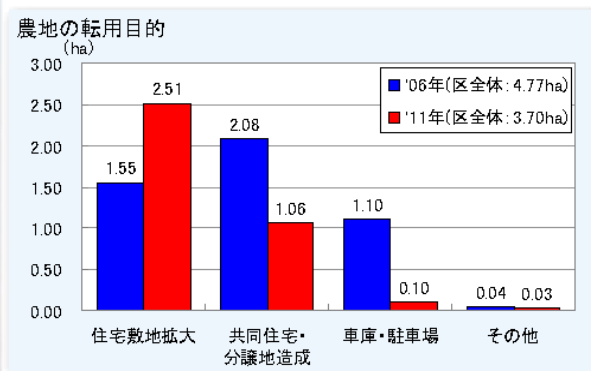


図－１５ 敷地規模別宅地数（専用住宅）



※非宅地を除く

図－１６ 建物棟数の推移



※「農家基本調査集計表」より

図－１７ 農地の転用目的

2-6 生活環境

(1) 現状

公害は、従来対策の重点が置かれてきた「典型7公害」(騒音・振動・悪臭・大気汚染・水質汚濁・地盤沈下・土壌汚染)のほかに、アスベスト、ダイオキシンなど、新たな公害が認識されるようになってきました。

測定統計を見ると、大気汚染に関しては、法令等の規制により、光化学オキシダントを除く、二酸化硫黄(SO_2)、一酸化炭素(CO)および浮遊粒子状物質(SPM)等について、低減、改善がみられます。水質汚濁については、区内河川の生物化学的酸素要求量(BOD)が、長期的に見ると減少傾向にあります。

区民の多様な生活様式や事業活動に起因する騒音については、苦情受付件数が減少傾向にありましたが、平成24年度は増加しています。

ごみのポイ捨てや路上喫煙、落書きも、快適で暮らしやすい生活環境の確保における重要な問題です。路上などの公共の場所への空き缶や吸い殻のポイ捨ては、まちの環境美化を阻害しています。路上での喫煙は、吸い殻のポイ捨ての原因となるだけでなく、他の歩行者の迷惑になるものです。落書きも、まちを汚す大きな問題です。

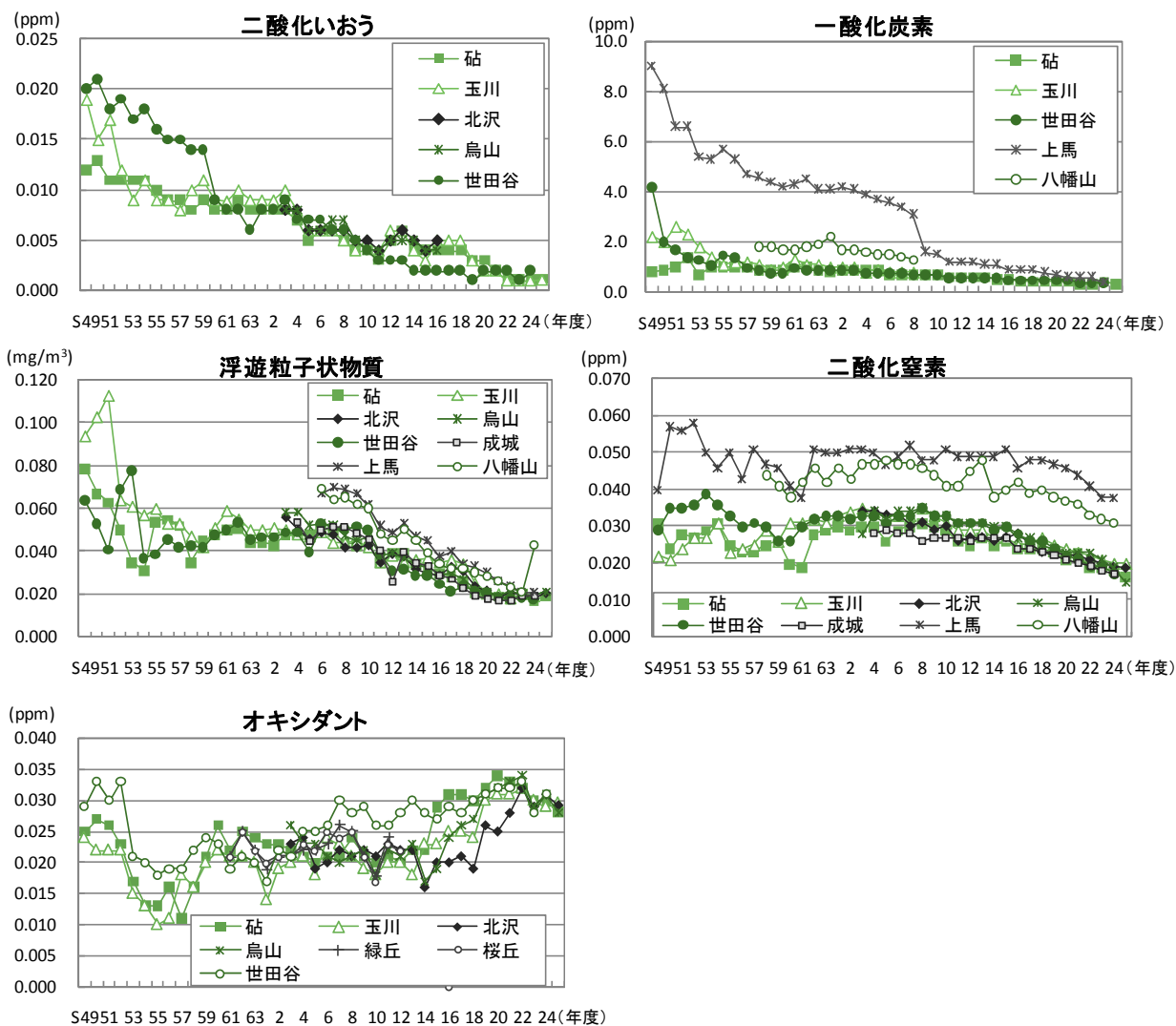
環境美化について、区は平成9年にポイ捨て防止等に関する条例を制定し、空き缶、たばこの吸い殻のポイ捨て、犬のふんの後始末、落書き行為の防止に取り組んでいます。たばこについては、歩きたばこの苦情・相談が寄せられるようになったことから、平成16年に条例を改正し、歩行中に喫煙しないことを区民の責務と定めるとともに、区内8カ所を路上禁煙地区と定め、地区内での禁煙や歩行喫煙防止の啓発を実施しています。

また、カラスなどの鳥獣による生活環境への被害する区民からの苦情も寄せられています。

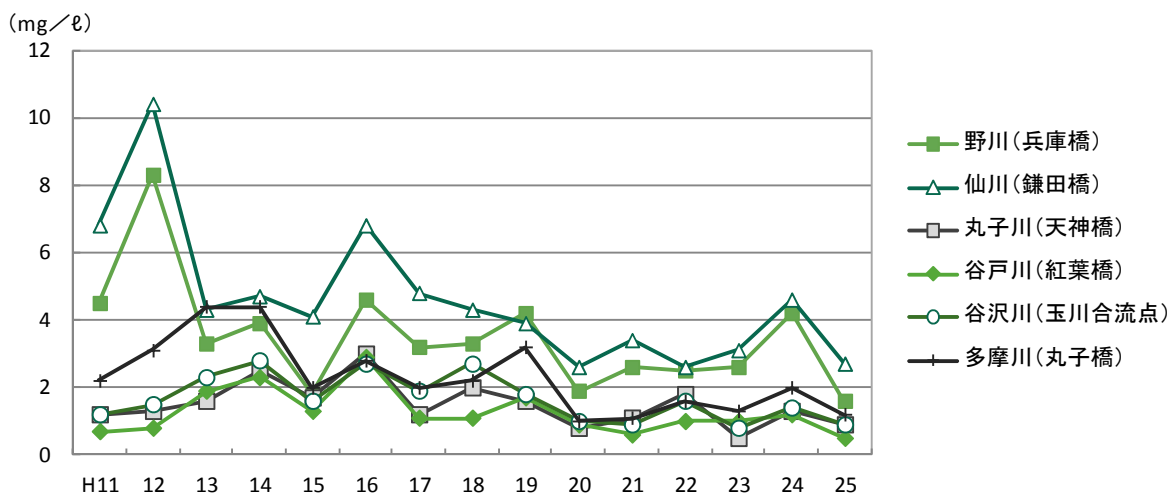
(2) 課題

大気、水質は改善傾向にありますが、監視・測定を継続するとともに、今後も改善に向けた一層の取り組みが必要です。また、健康被害を引き起こすダイオキシン類などの化学物質やアスベストなどの新たな公害への対応も必要です。

区民からの苦情が寄せられている、騒音、ごみ・たばこのポイ捨て、カラスなどの鳥獣による生活環境への被害についても継続的な対策が必要です。



図－１８ 大気汚染物質の経年変化



図－１９ 河川のＢＯＤの経年変化

2-7 ごみ減量・資源循環

(1) 現状

ごみ問題については、ごみを「適正に処理する」、さらには「リサイクルする」というだけではなく、ごみの発生そのものを少なくすることの重要性が社会に認識され、循環型社会形成推進基本法が制定されるなど、ごみは資源・エネルギーの一つとして認識されるようになりました。また、「持続可能な社会」の構築のため、ごみの減量や資源の有効活用に取り組むことはますます重要となっています。

こうした背景のもと、国による循環型社会形成の取組みが進められる中で、自治体における資源分別を前提としたごみ処理の取組みが定着してきました。

世田谷区では、平成12年度に清掃事業が東京都から23区へ移管されたことにより、以前より区が担ってきたリサイクル事業とあわせて、ごみ収集についても区が行うこととなりました。

区のごみ減量、リサイクル推進の取組みにより、清掃事業移管前の平成11年度と比較し、ごみ収集量は約33%減少、リサイクル率は約2.7倍に増加となるなど、成果をあげています。

区民意識調査において、近年、区民の困りごととして「ごみ出しマナー・分別回収」をあげる割合が減少し、区が積極的に取り組む事業として「清掃・資源リサイクルの推進」をあげる割合も減少しています。区の清掃事業への信頼が増し、ごみ・資源回収についての区民の意識が定着してきていると推測されます。

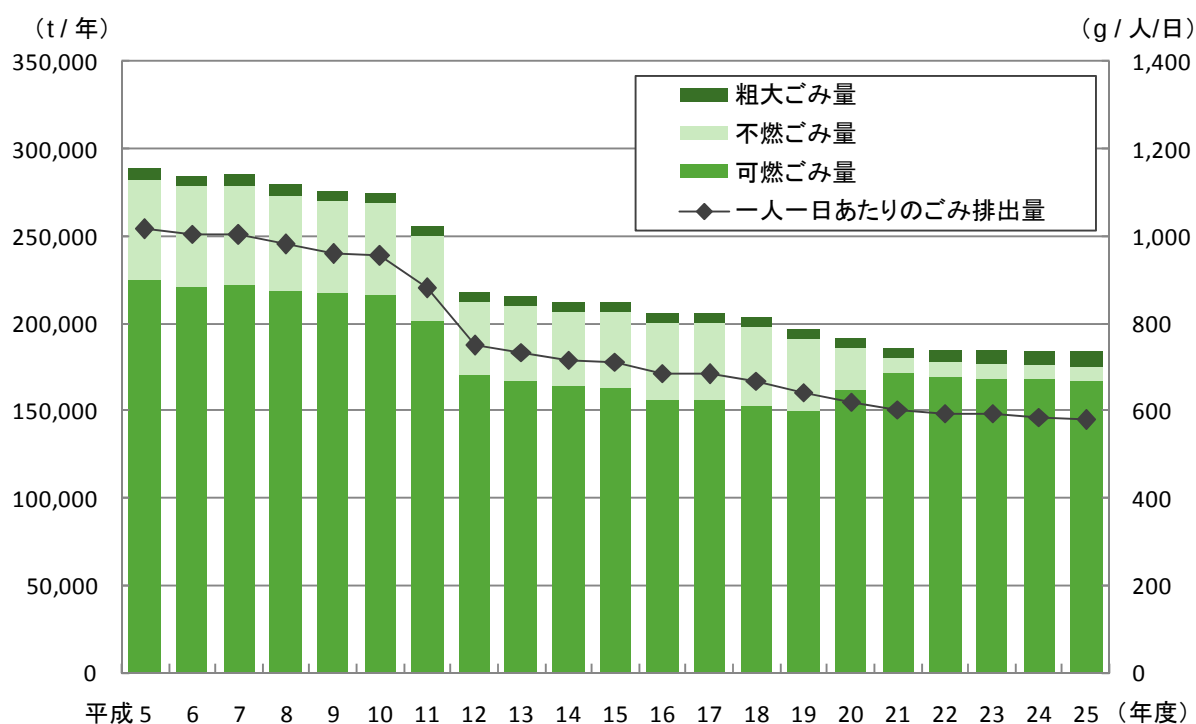
また、平成20年10月からの分別区分変更により、プラスチック、ゴム、皮革類を可燃ごみに、ペットボトルの集積所回収を開始するなど、身近な場所への出しやすさなどもごみ減量につながっていると考えられます。

しかし、ごみの減少傾向は近年横ばい状況にあります。

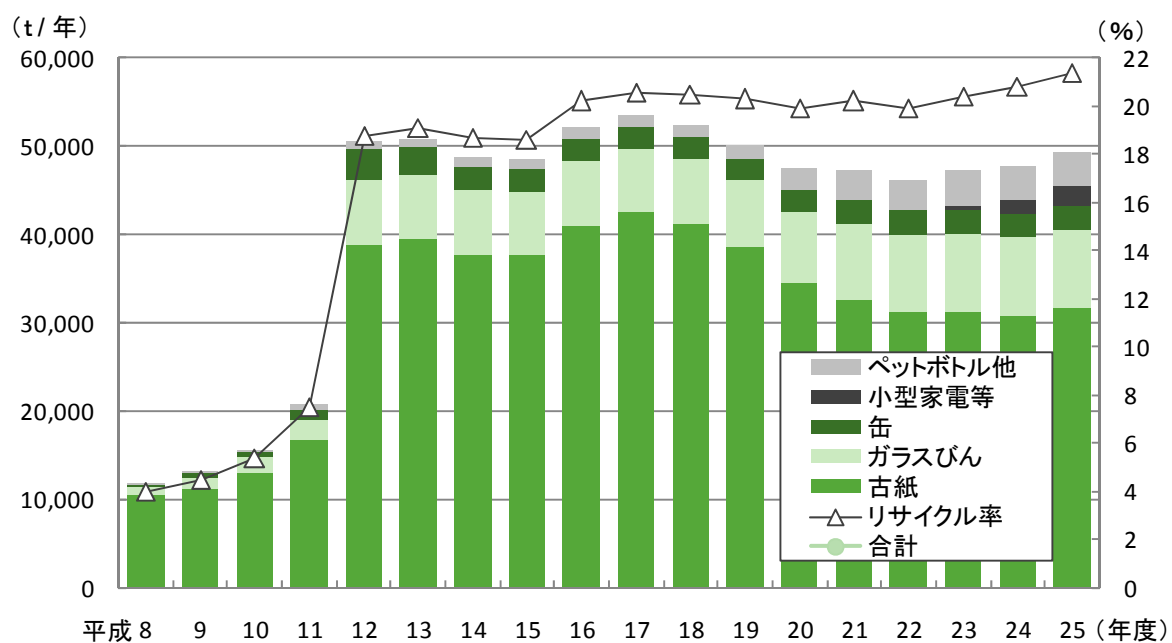
(2) 課題

東京都の最終処分場の容量には限界があるため、さらなるごみ減量が求められており、これまでの取組みを継続・拡充するとともに、区民・事業者主体による取組みを促進し、ごみの発生・排出抑制をさらに推進することが必要です。

また、資源の有効活用を進めるため、可燃ごみや不燃ごみに含まれる資源化可能物の分別徹底に向けた取組みを検討するとともに、新たな資源確保に向けて、携帯電話や携帯端末などに含まれるレアメタル等の資源化を拡充することも必要です。



図ー 2 0 ごみ収集量の推移



図ー 2 0 資源回収量とリサイクル率の推移

第3章 世田谷区のめざす環境像

(仮) 自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる

～環境共生都市せたがや～

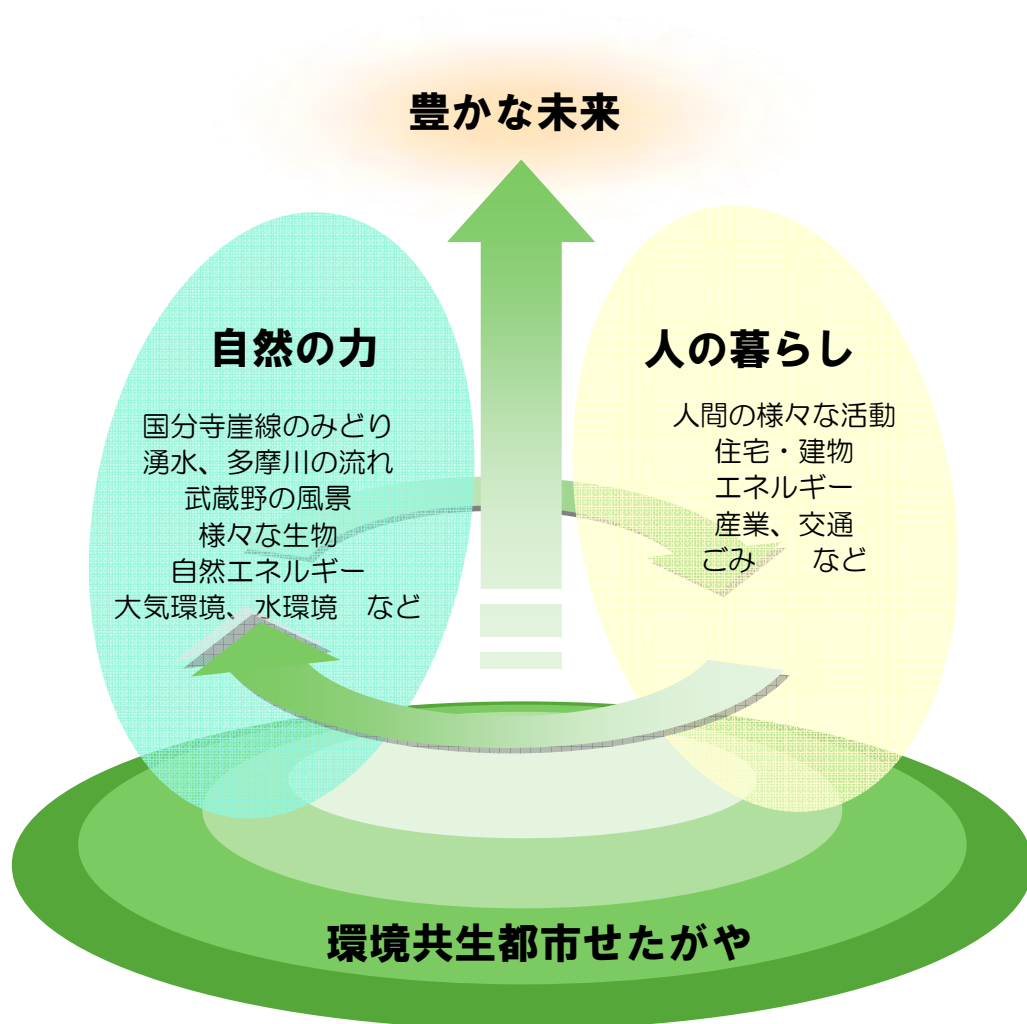
みどりとみず恵まれた世田谷区は、都内でも最も多くの人暮らし住宅都市へと発展してきました。しかし、宅地化の進展により身近な自然は失われつつあり、地球規模で進行する温暖化も深刻さを増すなど、私たちを取り巻く生活環境は様々な課題に直面しています。

今日の世田谷区環境をつくり出したのは、他のだれでもなく、ここ世田谷に暮らし私たち自身です。そして、この環境をより良いものとし、次の世代に引き継いでいくことは、いまに生きる私たちの責務です。

そのためには、みどりとみずの保全・創出、エネルギーの効率的利用や再生可能エネルギーの活用、環境負荷の少ないライフスタイルの実現、ごみの発生抑制など、多くの課題に取り組まなければなりません。

何れの取組みも、区民一人ひとり、事業者、行政が自らの課題として捉え、役割分担の中で積極的に行動しなければなりません。

この環境基本計画では、みどりとみずをはじめとする自然が持つ力により、豊かな暮らしを享受するとともに、人の営みにより、自然の保全・再生を進め、「自然の力」と「暮らし」が相互に支えあう社会を展望し、世田谷区のめざす新たな環境像として「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる 環境共生都市せたがや」とします。



第4章 計画の目標と方針

【施策の体系】

区の めざす 環境像	環境の保全等に関する目標	方 針
(仮) 自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる → 環境共生都市せたがや	基本目標 1 みどりとみずの豊かな 潤いのあるまちをつくります	1-1 みどりとみずの保全に取り組みます
		1-2 地域にあったみどりとみずの創出を進めます
		1-3 地域の水循環の回復と水環境の再生に取り組みます
	基本目標 2 自然の恵みを活かした エネルギーの利用拡大と 創出をめざします	2-1 再生可能エネルギーの創出と地産地消をめざします
		2-2 再生可能エネルギーを通じた、全国の地域との交流・連携を進めます
	基本目標 3 環境負荷を抑えた ライフスタイルを確立します	3-1 エコな暮らしを推進します
		3-2 住まい・建物の省エネルギー化を進めます
	基本目標 4 地球温暖化に対応し 安心して暮らせる地域社会を 推進します	4-1 環境負荷の小さいまちをつくります
		4-2 人と環境にやさしい移動・交通ができるまちをつくります
		4-3 豪雨対策やヒートアイランド対策等に取り組みます
	基本目標 5 快適で暮らしやすい 生活環境を確保します	5-1 空気、水等の環境を確保します
		5-2 生活環境の保全を進め、快適なまちをつくります
		5-3 ごみの発生抑制と資源の有効活用を推進します

施 策

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| ①国分寺崖線の保全 | ③社寺林や屋敷林など地域の歴史を伝えるみどりの保全 |
| ②生物生息空間の保全・回復とネットワーク化 | ④都市農地の保全 |

- | | |
|------------------|-----------|
| ①地域にあったみどりとみずの創出 | ③風景づくりの推進 |
| ②公園緑地の計画的な整備 | ④緑化の普及・啓発 |

- | |
|------------------------|
| ①水循環の回復と水環境の改善 |
| ②地域に親しまれ、区民がふれあえる水辺の再生 |

- | | |
|--------------------------------|--------------------------|
| ①再生可能エネルギーの地産地消に関する啓発の | ④大規模建築物等におけるエネルギー有効利用 |
| ②自然エネルギー活用促進に向けた情報集積とネットワークの形成 | ⑤公共施設における再生可能エネルギーの創出・活用 |
| ③区民、事業者の再生可能エネルギー機器の導入促進 | |

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ①交流自治体等との情報交換、情報共有 | ③世田谷区みうら太陽光発電所の運営と活用 |
| ②交流自治体等の取組みへ協力・連携 | |

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| ①環境に配慮したライフスタイルへの転換 | ④環境負荷の低い交通手段の普及促進 |
| ②スマートメーター導入開始に伴う啓発と活用手法の検討 | ⑤学校エコライフ活動の推進 |
| ③歩行者・自転車を主役とした交通の促進 | ⑥事業所における環境配慮の促進 |

- | | |
|----------------------|----------|
| ①環境に配慮した住宅リノベーションの推進 | ③環境技術の発信 |
| ②事業所の省エネルギー化促進 | |

- | | |
|----------------------|------------------|
| ①開発事業者等に対する環境配慮の推進 | ④公共施設の省エネルギー化の推進 |
| ②風通しがよくゆとりのある都市空間の形成 | ⑤環境マネジメントシステムの推進 |
| ③風景づくり（方針１－２③再掲） | |

- | |
|-------------------------------|
| ①歩行者・自転車を主役とした交通の促進（方針３－１③再掲） |
| ②環境の向上に資する道づくりの推進 |

- | | |
|----------------|--------------------|
| ①豪雨対策の推進 | ③熱中症対策の推進 |
| ②ヒートアイランド対策の推進 | ④都市農地の保全（方針１－１④再掲） |

- | | |
|---------------------|----------|
| ①大気汚染に関わる汚染物質の監視・調査 | ③放射性物質対策 |
| ②水質等の調査の実施 | ④湧水等の保全 |

- | | |
|-----------------------|------------|
| ①事業所（工場・指定作業場）の公害防止指導 | ③空家等対策の推進 |
| ②環境美化の推進 | ④有害鳥獣対策の推進 |

- | |
|--------------------------|
| ①不要な「もの」を出さない暮らしや事業活動の促進 |
| ②分別の徹底とリサイクルの推進 |

基本目標 1 みどりとみずの豊かな潤いのあるまちをつくります

世田谷区は、国分寺崖線などを中心に豊かなみどりとみずに恵まれ、住宅都市世田谷の魅力を高めています。みどりとみずの保全・創出に努め、良好な自然環境を未来につなげることが必要です。

平成44（2032）年に区内のみどり率を33%とする「みどり33」の取り組みを中心に、豊かなみどりとみずによる潤いのあるまちをつくります。

方針 1-1 みどりとみずの保全に取り組みます

国分寺崖線、社寺林、農地、屋敷林、庭園等は、世田谷らしさを象徴するみどりです。国分寺崖線の重点的な保全に取り組むとともに、区全域に点在している歴史的なみどりとしての社寺林や、環境保全のみどりとして農地を守り活かし、次世代に向けて世田谷らしさを継承します。また、多様なみどりの中に鳥や虫などの生物の住むまちをめざします。

◆施策

①国分寺崖線の保全

「世田谷のみどりの生命線」である国分寺崖線は、まとまった樹林地や湧水、河川などの豊かな自然環境が一体となった世田谷を代表する貴重なみどりとなっています。

都市緑地法をはじめとする法制度や条例の活用、様々な普及啓発や区民との協働による保全運動の展開、みどりを守り育てる基金による緑地の確保等により、国分寺崖線を保全します。

②生物生息空間の保全・回復とネットワーク化

世田谷区は、国分寺崖線や多摩川などのみどりとみずの軸となる拠点があり、こうした環境には様々な生物が存在しています。これらのみどりとみずの拠点を活かし、生物多様性の維持と生態系の保持を図ります。また、生物生息空間のつながりの創出、地域の在来種の保全により、生物生息空間の保全・回復とネットワーク化を進めます。

③社寺林や屋敷林など地域の歴史を伝えるみどりの保全

世田谷のみどりの特徴は、社寺林や屋敷林と古くからの住宅庭園などの民有地に残る身近なみどりが、区全域に点在し、地域の歴史を伝えていることです。法制度や条例の活用、大規模開発に対する緑地保全方針の策定などにより、社寺林や屋敷林など地域の歴史を伝えるみどりを保全します。

④都市農地の保全

世田谷の農地は、新鮮な農産物の供給だけでなく、都市部における身近なみどりや高い保水能力を持つ自然面、農業体験による土とのふれあい、地域の昔からの風景の継承、災害時の防災拠点など、多面的な機能を有しています。意欲的に取り組む農業者の支援、都市農業振興・農地保全に関するPR、体験型農園事業の実施などを通じて、都市農地の保全を推進します。

◆主な取り組み

事業名	取り組み内容	担当部
国分寺崖線での樹林地の保全	様々な制度を活用して、国分寺崖線の樹林地の保全箇所数、面積を確保していきます。	みどりとみず政策担当部
生物生息空間の保全・回復のための計画策定	区民・事業者・学識経験者との協働により「(仮称)世田谷区生物多様性地域戦略」の策定をすすめ、計画に基づき生物多様性の維持と生態系の回復を図ります。	みどりとみず政策担当部
認定・認証農業者支援	将来にわたる区内農業のけん引役を確保するため、意欲的に農業に取り組む農業者を認定・認証し、支援を図ります。	産業政策部
都市農地保全に関する啓発イベントの実施	隣接区や地区農協と連携し都市農業振興・農地保全へのPR事業を実施します。	産業政策部
体験型農園事業の実施	次大夫堀自然体験農園事業や農業公園(予定地)の管理運営により、農への理解を促進すると合わせ農的空間を維持します。	産業政策部

◆環境指標

指標	現状	5年後	10年後

方針 1-2

地域にあったみどりとみずの創出を進めます

地域の特性を生かしてみどりとみずをさらに増やしていく取組みを進めます。核となる公園緑地を整備するとともに、既存の公園緑地が持つ、緑の空間など既存ストックを再生し、活かしていくことも重要です。道路、学校、公共施設の緑化を率先して行い、民間の緑化を誘導します。雨水浸透などの水循環を回復しながら、地域の中で、それぞれの取組みを連携させ、一体的なみどりとみずの創出を進めます。

◆施策

①地域にあったみどりとみずの創出

地域のみどり増加の気運を高め、また模範となるよう、公共施設の緑化を推進します。また、緑化地域制度や条例によるみどりの届出制度、緑化助成制度等を活用し、民有地のみどりの資源維持と確保に努めます。

②公園緑地の計画的な整備

公園緑地の新設、拡張により、安全安心で、みどりとみずに恵まれた住環境を創出します。また、身近な散歩道である緑道の整備（改修）により、防災機能の向上に寄与するとともに、身近にみどりとふれあえる質の高いみどりのネットワークを創出します。

③風景づくりの推進

「風景づくり計画」の運用、区民が主体となって進める風景づくり活動の支援などを通じて、区民・事業者・行政の協働により総合的かつ計画的な風景づくりを進めます。

④緑化の普及・啓発

区民が身近なみどりに親しむ機会を増やし、「世田谷みどり 33」推進の機運を高めるため、緑化講習会の開催、みどりと花いっぱい活動の推進など、緑化の普及・啓発を進めます。

◆主な取組み

事業名	取組み内容	担当部
公共施設のみどり面積アップ	屋上、壁面などの建築物の緑化や駐車場など民有地の緑化のモデルとなるような緑化を推進します。	みどりとみず政策担当部
新たな公園緑地の整備	防災機能や健康レクリエーション効果、地域環境に寄与する空間となるよう、区民参加の手法を取り入れながら魅力のある公園・緑地を増やしていきます。	みどりとみず政策担当部
地域風景資産・風景づくり活動の支援	地域の個性と魅力を発揮する質の高い風景が育まれるよう、区民・事業者・区の協働により魅力ある街づくりを推進します。	都市整備部
緑化の普及啓発事業の推進	ガーデニングフェア、緑のカーテン講習会や花による緑化推進事業を通じ民有地における活動を支援します。	みどりとみず政策担当部

◆環境指標

指標	現状	5年後	10年後

方針 1-3

地域の水循環の回復と水環境の再生に取り組みます

世田谷区は、多摩川や野川をはじめいくつもの川が流れ、国分寺崖線を機軸とした湧水に恵まれ区民に親しまれてきました。しかし、近年市街化の進行に伴い、雨水浸透面が減少したことにより、地下水・湧水の水量の減少が見られます。

また、気候変動により集中豪雨が多発していることから、道路や建物の雨水浸透能力を高めることが、水害を防ぐ上でも重要になっています。

そこで、地域の水循環を回復し、湧水等の水量の確保や水辺の再生を進めます。

◆施策

①水循環の回復と水環境の改善

雨水浸透施設の設置促進、透水性舗装の拡大、広域の上流域の自治体と連携した流域の水循環回復などにより、水循環の回復を進めます。また、下水道事業者である都と連携しつつ、河川の水質改善を進めます。

②地域に親しまれ、区民がふれあえる水辺の再生

湧水などの地域の水資源を生かし、区民が身近に水とふれあい、地域に親しまれる空間として水辺の再生を進めるとともに、鳥や虫などの生物を育み、災害時に活用できる水辺としていきます。長期的には、自然の水循環の回復と、流域の都市と連携した玉川上水の復活や多摩川からの取水等により、豊かな水の流れる世田谷をめざします。

◆主な取り組み

事業名	取り組み内容	担当部
建築時の雨水浸透施設設置の全戸普及の推進	各種媒体を活用し、雨水浸透施設の普及に取り組みます。	土木事業担当部
水辺空間の再生	湧水などの地域の水資源を活かし、身近に水とふれあい、地域に親しまれる空間として水辺を再生していきます。	みどりとみず政策担当部

◆環境指標

指標	現状	5年後	10年後

基本目標 2 自然の恵みを活かしたエネルギーの利用拡大と創出をめざします

地球温暖化の進行を防ぐためには、化石燃料の利用を抑え、自然の力である太陽光、風力などの再生可能エネルギーの活用を増やすことが重要です。

また、東日本大震災後のエネルギーを取り巻く状況の変化を踏まえ、小規模分散型のエネルギー源の確保が必要となっています。

住宅都市世田谷区の特性を踏まえ、活用可能な自然エネルギーの拡大と活用方法に着目しながら、自然の恵みを活かしたエネルギーの創出をめざします。

方針 2-1 再生可能エネルギーの創出と地産地消をめざします

東日本大震災後のエネルギーを取り巻く社会状況の変化を踏まえ、区は「自然エネルギーを巧みに使うまち」を掲げ、再生可能エネルギーの利用を進めてきました。

また、平成26年4月に策定された国の「エネルギー基本計画」では、再生可能エネルギーの導入加速とともに、“水素社会”の実現に向けた取組みが示されました。

今後もあらゆる場面で「自然エネルギーをたくみに使うまち」を区民とともに取り組み、エネルギーの地産地消、小規模分散型の発電網の確立を目指します。

◆施策

①再生可能エネルギーの地産地消に関する啓発

自然エネルギーの積極的利用、エネルギーの効率的な活用について、環境学習・環境教育等を通じて区民、事業者への普及啓発を進めます。また、平成28年からの電力自由化にあわせ、自然エネルギーの利用拡大についての普及啓発を進めます。

②自然エネルギー活用促進に向けた情報集積とネットワークの形成

自然エネルギーの地産地消に向け、区内で活動する団体や産業団体、大学、金融機関などとの連携と取組みを強化するため「自然エネルギー活用促進地域フォーラム」を開催し、情報の共有化、取組みの連携などを行います。

③区民、事業者の再生可能エネルギー機器の導入促進

区民、事業者による再生可能エネルギー機器の導入推進に向けて、設置に対する相談や融資等による支援を行い、再生可能エネルギーの創出、地産地消を進めます。

④大規模建築物等におけるエネルギーの有効利用

大規模建築物の建設にあたっては、建物の規模により太陽光発電設備あるいは太陽熱利用システムの設置等を要請し、エネルギーの有効利用を図ります。

⑤公共施設における再生可能エネルギーの創出・活用

学校等の公共施設を新築・改築する際に、「世田谷区環境配慮公共施設整備指針（公共施設省エネ指針）」に基づき、太陽光発電設備等の設置を進めます。また、公共施設の屋根を民間事業者に賃貸し、太陽光発電の設置を促進するなど、民間事業者の取組みを支援します。

◆主な取組み

事業名	取組み内容	担当部
自然エネルギー活用促進シンポジウムの開催	講演や先進事例の紹介を通じて、自然エネルギーの活用を考える機会を提供します。	環境総合対策室
自然エネルギー活用促進地域フォーラムの開催	区と民間団体等が連携し、情報共有化、協力体制の構築など、省エネルギーや再生可能エネルギーの利用促進を図ります。	環境総合対策室
住宅での再生可能エネルギー活用の促進	【調整中】	環境総合対策室
環境配慮制度の推進	環境基本条例に基づき、大規模開発等の際に「環境への配慮」を要請し、自然エネルギー活用の拡大などを図ります。	環境総合対策室
公共施設における自然エネルギー活用拡大	「世田谷区環境配慮公共施設整備指針（公共施設省エネ指針）」に基づき、施設の新築・改築時等に太陽光発電設備等の設置を計画的に進めます。 公共施設の屋根を事業者に出し、太陽光発電の活用の拡大と公有財産の有効活用を図ります。 レンタサイクルポートに設置した太陽光発電パネルにより、電動アシスト付き自転車の充電、余剰電力を売電するなど、再生可能エネルギーの創出・活用を進めます。	施設営繕担当部 環境総合対策室 交通政策担当部

◆環境指標

指標	現状	5年後	10年後

方針 2-2

再生可能エネルギーを通じた、全国の地域との 交流・連携を進めます

再生可能エネルギーの活用促進について、全国各地で様々な取組みが進められています。区内では、太陽光発電や太陽熱が有効な手段として考えられていますが、世田谷区と交流のある自治体では、地域の特性を踏まえ木質バイオマスや小水力など多様な再生可能エネルギーの活用が行われはじめています。

そうした自治体等との交流・連携を進めることにより、全国各地での再生可能エネルギー活用の機運を高めていきます。

◆施策

①交流自治体等との情報交換、情報共有

全国各地で行われている、再生可能エネルギー活用の先進事例について、情報共有を図るとともに、区民、事業者への啓発を行います。

また、世田谷区の実践について、情報発信を行い、再生可能エネルギーを通じた、地域間交流を進めます。

②交流自治体等の取組みへ協力・連携

区と相互協力協定（縁組協定）を結んでいる群馬県川場村で進む木質バイオマス、小水力発電等の自然エネルギー事業への協力・連携について、研究や検討を行い、取組みを進めます。

③世田谷区みうら太陽光発電所の運営と活用

神奈川県三浦市の区有地に平成26年3月に開設した「世田谷区みうら太陽光発電所」において区自らが太陽光発電を行い、温室効果ガス削減に取り組むとともに、売電により得られる収益の環境施策への活用を図ります。また、災害時には三浦市に電力の供給を行うなど、地域間連携にも取り組みます。

◆主な取組み

事業名	取組み内容	担当部
交流自治体の取組みへの協力	交流都市が行う自然エネルギー拡大の取組みの紹介、広報を行うとともに、交流自治体が行う取組みの支援策を検討します。	環境総合対策室
世田谷区みうら太陽光発電所の運営	神奈川県三浦市に設置した「世田谷区みうら太陽光発電所」を運営し、再生可能エネルギーの創出に取り組むとともに、売電による収益の環境施策への活用を進めます。	環境総合対策室

◆環境指標

指標	現状	5 年後	1 0 年後

基本目標 3 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

世田谷区内では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の40%を家庭が占めています。温室効果ガスを削減するには、日常生活の中で環境に配慮した省エネルギー行動に取り組むことが重要です。

「小さなエネルギーで豊かに暮らすまち世田谷」をめざし、環境に負荷をかけないライフスタイルを確立します。

方針 3-1 エコな暮らしを推進します

温室効果ガスの排出削減をはじめ、環境への負荷を減らしていくためには、日々の暮らしや事業活動の中で、エネルギーを使う家電や自動車等の利用を工夫するなどの行動に一人ひとりの区民が取り組むことが重要です。

平成26年度からスマートメーターの導入が開始されるなど、エネルギーの使用状況が見える化し、最適な利用をサポートする機器の普及も進みつつあります。

少ないエネルギーを効率よく利用する方法や環境と調和した暮らし方の提案などを通じて、環境に負荷をかけないエコな暮らしを推進します。

◆施策

①環境に配慮したライフスタイルへの転換

エコなライフスタイルや省エネルギーに関するイベントやセミナー、相談の実施等を通じて、環境に配慮したライフスタイルへの転換を推進します。

②スマートメーター導入開始に伴う啓発と活用手法の検討

平成26年度から導入が開始されるスマートメーターを活用した、省エネの工夫、電力使用量やCO₂排出量の「見える化」などの活用手法の検討を行います。

主に、電力会社の取組みについての情報収集や、他自治体の実証実験の成果を参考に、スマートメーターによって可能な省エネの取組みの研究を行い、区民への情報提供を進めます。

③歩行者・自転車を主役とした交通の促進

安心して移動できる歩行空間の確保、歩いて楽しいまちづくりを進めるとともに、コミュニティサイクルネットワークの拡充、バスネットワークの充実などを通じて、区民のだれもが快適かつ安全に移動できる、環境負荷の低い公共手段の利用を促進します。

④環境負荷の低い交通手段の普及促進

環境負荷が低く、災害時に移動可能な非常用電源としても活用できる電気自動車や燃料電池車などのエコカーの導入支援や充電設備の設置支援、環境負荷が小さく利便性が高い超小型モビリティなどの普及啓発を進め、環境負荷の低い交通手段の普及を促進します。

⑤学校エコライフ活動の推進

学校エコライフ活動推進委員会で設定する各年度の重点的取組テーマに沿って、区立小・中学校において活動プランを作成し、省エネルギー、省資源等の学校エコライフ活動を推進します。

⑥事業所における環境配慮の促進

事業所に対し省エネセミナーなどの情報提供等を通じて、事業所における環境に配慮した行動を促進します。

◆主な取組み

事業名	取組み内容	担当部
区民とともに取り組む省エネルギーの推進	【調整中】	環境総合対策室
エコカーの区内利用の推進	【調整中】	環境総合対策室
コミュニティサイクルネットワークの拡充	区東部地域、西部地域にもコミュニティサイクルポートを整備し、南北交通を補完する既存のコミュニティサイクルネットワークを充実・展開していきます。	交通政策担当部
学校エコライフ活動認定校の認定・先進的取組校の表彰	学校エコライフ活動の結果に基づき「学校エコライフ活動認定校」として認定するとともに、その中で先進的で特色ある取組みを行った学校を先進取組校として表彰します。	教育委員会事務局
せたがやエコチャレンジの実施	事業所等が実施している環境に配慮した活動や、アイデア等を区のホームページなどで紹介することにより、優良な取組みを区内で共有していきます。	環境総合対策室

◆環境指標

指標	現状	5年後	10年後

方針3-2

住まい・建物の省エネルギー化を進めます

温室効果ガスの削減には、エコな暮らしを実践するとともに、住宅・建物の断熱性能向上、省エネルギー機器等の設置などにより、環境性能を高めていくことも重要です。

近年では、創エネルギー機器や蓄電池を備え、エネルギー利用の最適制御を行う「スマートハウス」が住宅市場に供給されるようになりました。また、今後新たに建設される住宅・建物に対しては、省エネルギー法の改正により一定の省エネルギー性能の確保が義務付けられます。

住宅都市である世田谷区において温室効果ガスを大幅に削減するため、既存の戸建て住宅・集合住宅における環境に配慮したリノベーション、事業所の省エネルギー化など、住宅・建物の省エネルギー化を進めます。

◆施策

①環境に配慮した住宅リノベーションの推進

CO₂削減のための住宅改修、省エネ機器等の設置に関する普及啓発、情報提供、支援などを進め、環境に配慮した住宅リノベーションを推進します。

②事業所の省エネルギー化促進

中小企業者を対象とした再生可能エネルギー、省エネルギー設備導入に係る融資あっせんなどを通じて、事業所における省エネルギー化を促進します。

③環境技術の発信

暮らしや事業活動に活かせる新たな環境技術を発掘し、区民、事業者には発信します。

◆主な取組み

事業名	取組み内容	担当部
事業所の省エネルギー化促進	省エネルギー設備導入に係る融資あっせんを行います。	産業政策部
環境エネルギー・エコアイデアコンクールの実施	環境技術の創出に向けて、環境エネルギー・エコアイデアコンクールを実施します。また、区民が身近に新技術に触れることができる機会を創出します。	環境総合対策室

◆環境指標

指標	現状	5年後	10年後

基本目標 4 地球温暖化に対応し 安心して暮らせる地域社会を推進します

地球温暖化に対しては、環境負荷を抑え温暖化を緩和する取組みと温暖化に伴う気候変動に適応する取組みが必要です。

環境負荷の低減に資する街づくりや交通網の整備に取り組み、持続可能な地域社会を形成するとともに、地域コミュニティを活かした、安心・安全な地域社会づくりを推進します。

方針 4-1 環境負荷の小さいまちをつくります

街全体の環境負荷を低減するため、大規模建築物の環境性能の向上や、周辺の環境への配慮を進めるとともに、公共施設の省エネ化を推進します。また、区民に最も身近な消費活動の場である商店街での環境配慮行動等の地域での環境活動を支える地域づくりを推進します。

◆施策

①大規模建築物等に対する環境配慮の推進

大規模な開発事業等に際し、環境配慮制度を通じて開発事業者等に太陽光、太陽熱等のエネルギーの有効利用、在来種を中心とした植栽や落葉樹と常緑樹のバランスの取れた植栽の実施などの緑の質の向上、敷地内の既存樹木の保全等の緑に関する配慮などを要請し、環境配慮を推進します。

また、配慮の基準等を定め、開発事業者の環境配慮に対する意欲を高めます。加えて、街並みとの調和が図れるよう、建築物の高さや敷地規模による新たな規制の導入を目指します

②風通しがよくゆとりのある都市空間の形成

建築行為に際して区民・事業者によりある土地利用や周辺のまちなみと調和した建物の外観、色彩の選択を要請するとともに、都市計画道路や主要生活道路の整備に際して緑化・通風・採光等の環境維持空間の確保を推進し、歩きやすく、ゆとりのある快適な都市空間を形成します。

③風景づくり（方針 1-2 ③再掲）

「風景づくり計画」の運用、区民が主体となって進める風景づくり活動の支援などを通じて、区民・事業者・行政の協働により総合的かつ計画的な風景づくりを進めます。

④公共施設の省エネルギー化の推進

「環境配慮公共施設整備指針（公共施設省エネ指針）」に基づき、事務所、集会施設、学校などの新築・改築・大規模改修にあわせ、施設の特性に応じて効果的・効率的な省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入、緑化等を実施します。また、設備の更新にあわせた公共施設の照明高効率化や街路灯のLED化を進めるとともに、民間のノウハウを活用したESCO事業の導入を進め、環境負荷低減と光熱水費負担の軽減を図ります。

⑤環境マネジメントシステムの推進

区長のトップマネジメントのもと、全ての職員・職場が取り組む世田谷区環境マネジメントシステム「ECOステップせたがや」をPDCAサイクルにより推進し、省エネルギー等環境配慮活動を促進します。

◆主な取組み

事業名	取組み内容	担当部
環境配慮制度による開発事業者等への環境配慮の推進	太陽光発電パネルの導入や植栽における緑の質の向上などを要請していきます。	環境総合対策室
建設行為等の届出に伴う事前調整	一定規模以上の建設行為等について届出が提出される前に、風景づくりの基準に沿った計画となるよう、世田谷風景デザイナーを交えて事前調整会議を開催し調整を図ります。	都市整備部
公共施設の省エネルギー化の推進	LED等高効率照明に改修するとともに、ESCO事業の導入を進めます。	施設営繕担当部
区役所全体のエネルギーの削減	環境マネジメントシステム「ECOステップせたがや」年1%のエネルギーの削減を達成します。	環境総合対策室

◆環境指標

指標	現状	5年後	10年後

方針4-2 人と環境にやさしい移動・交通ができるまちをつくります

世田谷区内では温室効果ガスである二酸化炭素の排出量の約20%を運輸部門が占め、渋滞による低速走行が二酸化炭素の排出量を増大させる原因の一つとなっています。そのため、徒歩や自転車で快適に移動できるまちづくりを進めるとともに、公共交通の充実や環境負荷の低い次世代自動車の利用促進を進めます。

また、区内の自動車交通を円滑化し、二酸化炭素の排出削減につながる道路整備に取り組むなど、環境にやさしい移動・交通ができるまちをつくります。

◆施策

①歩行者・自転車を主役とした交通の促進（方針3-1 ③再掲）

安心して移動できる歩行空間の確保、歩いて楽しいまちづくりを進めるとともに、コミュニティサイクルネットワークの拡充、バスネットワークの充実などを通じて、区民のだれもが快適かつ安全に移動できる、環境負荷の低い公共手段の利用を促進します。

②環境の向上に資する道づくりの推進

国や都に対して東京外かく環状道路や骨格的な都市計画道路の整備促進、連続立体交差事業による開かずの踏切の解消を働きかけるとともに、地区幹線道路を中心とした道路ネットワークの整備、右折レーン設置などの交差点の改良を進め、交通が集中する道路や、ボトルネック交差点で発生している慢性的な交通渋滞を緩和し、二酸化炭素の排出削減を図ります。

また、狭あい道路の解消や「ゾーン30」の取組みなど、歩行者主体の安全で快適な道路を整備します。

◆主な取組み

事業名	取組み内容	担当部
新たな駐輪場の整備	新たな区立駐輪場の整備を検討します。	交通政策担当部
都市の骨格となる道路ネットワークの整備	「せたがや道づくりプラン」に基づき、地区幹線道路を中心とした道路網の早期形成を進めます。	道路整備部
交差点改良の推進	「せたがや道づくりプラン」に基づき、交通渋滞の解消に効果のある交差点改良に取り組めます。	道路整備部

◆環境指標

指標	現状	5 年後	1 0 年後

方針4-3

豪雨対策やヒートアイランド対策等に取り組みます

地球温暖化は私たちの暮らしに大きな影響を与えています。夏の連続する猛暑は子どもや高齢者にとっては熱中症の危険を招き、大型台風や集中豪雨などによる過去に例のない水害も地球温暖化によるものとされています。安心して暮らすことのできる地域社会づくりに向け、豪雨対策やヒートアイランド対策、熱中症予防に取り組みます。

◆施策

①豪雨対策の推進

頻発する集中豪雨による水害を軽減するため、東京都と連携・調整して河川・下水道の整備を促進します。また、流域内に降った雨水が河川・下水道に流れ込むのを抑制するため、「世田谷区豪雨対策行動計画」に基づき、公共施設・民間施設への雨水浸透施設や貯留槽の設置など、流域対策を推進します。

②ヒートアイランド対策の推進

日射によるアスファルト舗装の路面温度の上昇と蓄熱を低減するため、都市計画道路、主要生活道路及び駅周辺の商店街等の生活の拠点などにおいて、遮熱性舗装の整備を進めます。

また、ヒートアイランド現象の緩和に資する緑地や農地の保全、緑化の推進を図ります。

③熱中症対策の推進

熱中症の予防方法を広く周知するとともに、民生委員等の協力を得て高齢者への啓発を強化します。外出時に休憩と水分補給ができる場所を、民間団体等の協力も得て確保し、その周知を図ります。また室内での熱中症の危険について注意喚起を行うなど、熱中症の予防啓発に取り組みます。

④都市農地の保全（方針1-1④再掲）

世田谷の農地は、新鮮な農産物の供給だけでなく、都市部における身近なみどりや高い保水能力を持つ自然面、農業体験による土とのふれあい、地域の昔からの風景の継承、災害時の防災拠点など、多面的な機能を有しています。意欲的に取り組む農業者の支援、都市農業振興・農地保全に関するPR、体験型農園事業の実施などを通じて、都市農地の保全を推進します。

◆主な取組み

事業名	取組み内容	担当部
豪雨対策の推進	「世田谷区豪雨対策行動計画」に基づき、流域対策の強化を図ります。	土木事業担当部
エコ舗装の整備	「遮熱性舗装計画」に基づき、エコ舗装を整備していきます。	土木事業担当部
熱中症対策の推進	熱中症予防の広報、「お休み処」の設置、「涼風マップ」の作成配布等を行い、特に高齢者や乳幼児の保護者を対象に熱中症の予防啓発を進めます。	世田谷保健所

◆環境指標

指標	現状	5年後	10年後

基本目標 5 快適で暮らしやすい生活環境を確保します

良好な生活環境を次の世代に引継ぐには、きれいな空気や水の保全に努め、騒音や振動などを減らすことが必要です。同時に、地域・区民と協働し、ポイ捨てや歩きたばこの防止などの環境美化に努めるとともに、ごみの発生抑制、資源の有効活用を推進し、健康で快適な生活環境を確保します。

方針 5-1 空気、水等の環境を確保します

世田谷区内では、大気の汚染状況を示す二酸化窒素（ NO_2 ）が幹線道路沿いの一部で基準値を超え、原因の一つである自動車公害への対応が課題となっています。そのため、大気汚染物質の常時測定を行うとともに、東京都が進める交通需要マネジメント（TDM）※推進等の自動車公害対策に協力するなど、必要な対策を講じていきます。

また、区内の河川は生活排水の流入が減少した結果、水質の改善が進んでいますが、一層の水質向上を図るため、水質等の調査を継続しつつ、河川の水源となる湧水等の保全に向けた取り組みを進めます。

さらに、ダイオキシン類など環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす恐れのあるものに対しては、その影響等についての科学的知見などの情報収集、調査及び区民への情報提供を進めます。

※TDM… 様々な対策により、自動車の渋滞を減らす取り組み

◆施策

①大気汚染に関わる汚染物質の監視・調査

大気汚染の状況を把握するため、区内4か所の大気汚染測定室で NO_2 や SO_2 、 CO 、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、ダイオキシン類などの汚染物質の監視・調査を行い、基礎的データを収集と区民への情報の提供を行います。光化学スモッグ、PM2.5などの大気中の濃度が基準の数値を超えた場合は、区民に注意喚起の呼びかけなど健康被害の防止に取り組みます。

②水質等の調査の実施

区内における河川の水質汚濁状況を把握するため、水質汚濁に関わる水質等の監視調査を行い、基礎データを収集します。

また、河川等の水質異常事故が発生した場合には、東京都などの関係機関と連携して調査を行い、原因の特定、被害の拡大防止を図る事故対策を実施します。

③放射性物質対策

東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、平成23年7月より空間放射線量の定点測定を実施しており、今後も測定を継続していきます。また、区内で高線量の放射線量が測定された場合やその恐れがある場合は、状況の把握と区民の安全・安心を確保する観点から、世田谷区放射線等対策本部の下で適切な対応を図っていきます。

④湧水等の保全

大規模開発の事業者に対して雨水浸透への配慮を要請し、湧水の保全及び地下水の涵養を図り、河川の水源を確保します。

◆主な取組み

事業名	取組み内容	担当部
大気汚染の測定等	大気汚染測定室での汚染物質の監視・調査と区民への情報提供に取り組みます。 光化学スモッグ発生時の注意喚起等の対応、及びPM2.5等の新たな環境汚染物質に関する情報収集及び周知を行います。	環境総合対策室
河川水質等調査の実施	6河川16か所での水質調査及び魚類等水生生物生息調査を毎年実施します。	環境総合対策室
空間放射線量の測定等	区内の空間放射線量を定期的に測定するとともに、区民への放射線に係る情報提供などを行います。	環境総合対策室

◆環境指標

指標	現状	5年後	10年後

方針5-2

生活環境の保全を進め、快適なまちをつくります

世田谷区では、密集した住宅地の中に工場や事業所が存在するため、事業活動に伴う騒音への苦情や相談が発生することがあります。また、建築物の解体工事等による騒音や振動、一般家庭における生活騒音のトラブルなども増加しています。このため、事業所への公害防止指導、区民への普及啓発などを通じて、暮らしやすい都市での生活を実現します。

併せて、区民の困りごとの上位となっている「歩きたばこやポイ捨て」の防止などのたばこ対策、「迷惑空家の解消」、カラス等有害鳥獣対策など、区・区民・事業者が連携しながら、区民が安心して暮らせる生活環境をめざします。

◆施策

①事業所（工場・指定作業場）の公害防止指導

事業活動に伴い発生する騒音や振動または土壌汚染やアスベストの飛散などの公害を防止するため、法や条例で規定する事業所の認可、事業所（工場、指定作業場）等の公害防止指導を行います。

②環境美化の推進

地区でのクリーンキャンペーンの実施、環境美化指導員の配置、路上禁煙地区での周知・啓発活動など、区民一人ひとりがルールやマナーを守った行動を推進するための普及啓発活動を進めるとともに、落書き防止等の環境美化活動を支援します。

近年「受動喫煙」の防止が重視される中、建物内だけでなく、道路等の公共的なスペースでの分煙を進めます。

③空家等対策の推進

近隣の生活環境に著しく影響を及ぼしている管理不全な状態にある空家等の所有者に対し、改善を要請するとともに必要に応じ指導・助言等の措置を講じ、良好な生活環境の確保に努めます。また、空家を生じさせない予防の取組みとともに、空家の有効活用が可能となるよう情報提供など必要な支援を行います。

④有害鳥獣対策の推進

繁殖期におけるカラスの威嚇・攻撃から区民の安全を確保するため、巢の撤去などのカラス対策に取り組みます。併せて、近年苦情・相談が増加しているハクビシンの被害を防止するための対策を講じます。

◆主な取組み

事業名	取組み内容	担当部
事業所に対する公害防止指導	事業活動に伴い発生する公害防止するため、事業所等を指導します。	環境総合対策室
ポイ捨て歩きたばこ防止の普及啓発活動の推進	ポイ捨て禁止・やめよう歩きたばこ掲示用プレートを配布します。	環境総合対策室
環境美化活動の支援	落書き防止活動に対し助成を行います。	環境総合対策室
空家等対策の推進	「(仮称)空家等の対策の推進等に関する条例」を施行します。 全庁を挙げた迷惑空家等対策を推進します。	総合支所 環境総合対策室 都市整備部
有害鳥獣対策の推進	カラスの巣撤去緊急対策事業を継続します。 ハクビシン防除事業を実施します。	環境総合対策室

◆環境指標

指標	現状	5年後	10年後

方針5-3

ごみの発生抑制と資源の有効活用を推進します

環境に配慮した持続可能な社会の実現のため、ごみの発生抑制を一層促進することが必要です。そのため、区民・事業者主体の2R（発生抑制「リデュース」・再使用「リユース」）の取組みを促進するとともに、分別の徹底により、排出されるごみに含まれる資源化可能物を減らし、適正処理やリサイクルの実施により資源の有効活用を推進します。

◆施策

① 不用品「もの」を出さない暮らしや事業活動の促進

3R（発生抑制「リデュース」・再使用「リユース」・再利用「リサイクル」）のうち優先順位が高い、2Rの取組みを推進するためには、生産・流通・消費に関わる区民・事業者が不用品「もの」を出さない暮らしや事業活動への転換を促します。

② 分別の徹底とリサイクルの推進

2Rの取組みを行ってもなお排出される不用品「もの」について、限りある天然資源を循環させるため、資源回収の実施、ごみの適正処理を進めます。また、区民・事業者は、ごみと資源の分別徹底を呼び掛けるとともに、適正な収集やリサイクルを含めた円滑な処理体制の効率的な構築を継続して図ります。

◆主な取組み

事業名	取組み内容	担当部
分別の徹底とリサイクルの推進	生ごみの発生・排出抑制を促進します。（食品ロスの削減、生ごみの水切り行動の促進など）	清掃・リサイクル部
2R行動の促進	効率的な普及啓発の実施により、2R行動（取組み）の促進と分別の徹底化を図ります。古紙類をはじめとする既存リサイクル品目の回収率を向上し、ごみに含まれる資源化可能物のリサイクルを推進します。	清掃・リサイクル部

◆環境指標

指標	現状	5年後	10年後

第5章 重視すべき主要な取組み

「重視すべき主要な取組み」は、「区のめざす環境像」を実現するための5つの目標の中でも、特に喫緊の課題や他の施策を推進する上で全体を牽引する施策を選択するものです。

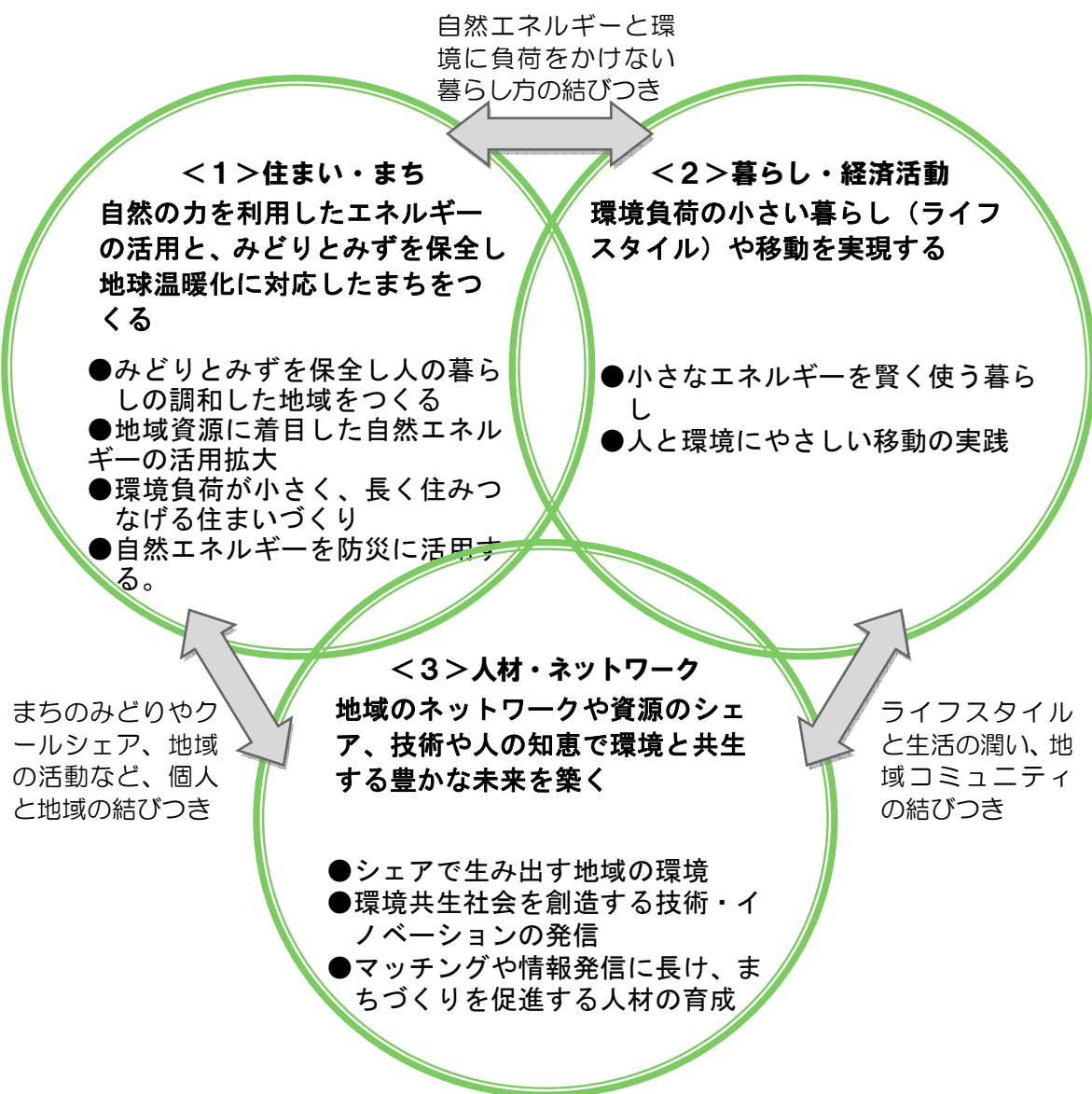
世田谷区を取り巻く様々な環境問題の中でも、地球温暖化の進行はより一層深刻さを増しています。地球温暖化による気候の変動は、私たちの生活に深刻な影響を及ぼすと考えられ、大型台風・集中豪雨などの極端な気象による災害や、食糧生産や水の確保への影響、気温上昇による熱中症などの健康への影響の拡大など、人類や生物の生存を脅かす恐れがあります。

私たちが、快適に生活する環境を保全していくためには、区民一人ひとりがこうした温暖化の現状に真摯に向き合い、温暖化対策として何をすべきかを考え、地球温暖化対策を進めることが急務です。

このような背景から、喫緊の課題である地球温暖化の緩和と適応に向けた取組みと、温室効果ガス排出の根底にあり、かつ私たちの暮らしに不可欠なエネルギーの問題を重点的取組みに位置づけ、3つの側面から施策を展開します。

喫緊の課題である地球温暖化と、暮らしに不可欠なエネルギー問題への対応をキーに、「めざす環境像」を実現していく 5 つの基本目標の中で、とりわけ重点的に取り組むべき施策を重視すべき主要な取組みとする。

重視すべき主要な取組みへの考え方



【重視すべき主要な取組みにおける具体的な施策の選択の視点】

- ①住宅都市という特性、大消費地として全国に対する役割を意識した施策を選択する。
- ②区がめざす「環境像」を踏まえた、「自然の力」と「人の暮らし」に着目した施策構成とする。
- ③区の基本計画に示された「マッチング」（横つなぎ・組み合わせ）の視点を取り入れる。
- ④「暮らし」（住まい）から「まち」（地域）までを意識した施策の選択とする。
- ⑤今日的な取組みから、中長期の展開も意識した施策の選択とする。

<1>住まい・まち

自然の力を活かして、環境負荷が小さい住まい、地球温暖化に対応したまちをつくる

地球温暖化の原因である二酸化炭素排出量のうち、家庭からの排出が40%を占める住宅都市として、住宅・まちから自然の力を活かした地球温暖化対策を進めます。区内外の地域資源を活用した自然エネルギーの活用拡大、住まいの環境性能向上と長寿命化、みどりとみずのネットワークにより、温室効果ガスの削減と地域防災力の向上を図ります。

●みどりとみずを保全し人の暮らしと調和した地域をつくる

みどりの質を高め、みどりとみずのネットワークを形成することにより、みどり豊かなまちをつくとともに、地球温暖化による影響に対応した地域をつくります。

●地域資源に着目した自然エネルギーの活用拡大

太陽光、太陽熱など様々な地域資源に目を向け、区民参加で太陽光エネルギー活用の拡大を図ります。

●環境負荷が小さく、長く住みつなげる住まいづくり

住宅都市世田谷の特性を踏まえ、戸建て住宅、集合住宅を問わず、住宅そのものに係るエネルギー環境の向上をめざします。

●自然エネルギーを防災に活用する

災害への備えに複数の手法で確保する観点から、自然エネルギーを活用する発電蓄電設備について検討・設置します。

イメージ図等

<2>暮らし・経済活動

環境負荷の小さい暮らし（ライフスタイル）や移動を実現する

区民一人ひとりが自然の恵みを活かして、日の出とともに活動し、日没とともにくつろぎ、モノを大切にする環境負荷の小さい暮らし（ライフスタイル）のあり方を提案します。また、移動に伴うエネルギー使用を低減していくため、環境にやさしい移動手段の選択を進めます。

●小さなエネルギーを賢く使う暮らし

こまめな節電、エアコンや冷蔵庫の適切な温度設定など、区民生活における省エネの取組みを区民の運動として展開します。

●人と環境にやさしい移動の実践

徒歩移動、自転車利用の促進、公共交通の利用促進、次世代自動車の普及促進など、環境負荷の小さい交通手段の利用を促します。

イメージ図等

<3>人材・ネットワーク

地域のネットワークや資源のシェア、技術や人の知恵で 環境と共生する豊かな未来を築く

環境に配慮した生活を広げるためには、有限な資源を個々で所有することから、地域等で共用（シェア）し、地域としての環境負荷の低減を図る方法も有効です。同様に、技術や人材も集積し、情報を区民に発信し、地域全体の財産とします。

●共用（シェア）で生み出す地域の環境

ウォームシェア、クールシェア、カーシェアリング、空家活用など、地域の資源を共用することで環境負荷の小さい地域を実現します。

●環境共生社会を創造する技術・イノベーションの発信

暮らしに活かせる新たな環境技術を発掘し、世田谷からその活用について発信し、環境負荷の小さい社会の構築に寄与します。

●マッチングや情報発信に長け、まちづくりを促進する人材の育成

世田谷区ではリサイクル、みどりの保全等の活動に様々な団体・個人が取り組んでいます。地域での共用（シェア）を組織したり、新しい技術の情報発信に長けた人材育成とその活動支援の仕組みを整えます。

イメージ図等

第6章 実現の方策

～環境について学び、環境に配慮した行動を実践する～

地球温暖化問題から、大気や水の汚染、騒音などの身近な環境問題に至るまで、今日の環境問題の多くは私たちの日常生活における行動に起因しているといわれます。

基本目標1～5を達成し、めざす環境像「(仮)自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」を実現していくためには、区民、事業者、区がそれぞれ当事者であるという認識のもとに、自らの役割を理解し、環境について学び、生活意識を変えていくとともに、それぞれの役割を理解し、協働しながら具体的な環境に配慮した行動を実践することが必要です。

6-1 区民の役割

世田谷区は、23区の中では住宅地の占める割合が高く、最多の人口を抱えています。また、区の二酸化炭素排出状況は、家庭部門からの排出が40%を占め、産業や運輸部門に比べて高い割合を示しています。

一人ひとりが排出する二酸化炭素の量は少なくとも、私たちの行動が総体として大きな影響を及ぼすということを自覚し、自らが環境に負荷をかけない生活を心掛けるとともに、緑化やさらに一歩進めて、太陽光発電などの再生可能エネルギーや省エネ機器を可能な限り生活に取り入れ、率先して環境活動に取り組むことが大切です。

それらの積み重ねが良好な環境を次世代に引き継ぐこととなり、私たち一人ひとりが重い責任を担っています。

そのために、環境について学ぶことに努めるとともに、環境行動指針に沿って環境に配慮した行動を実践することが重要です。

6-2 事業者の役割

区内では、多くの事業者が多種多様な事業を営んでいます。ものを作り、サービスを提供する場合もエネルギーの面から見れば、これを多量に消費する立場にあります。地域社会の一員として地域に根ざした活動を続けていくためには、自らの事業活動を見直し、積極的に省エネルギー、省資源に取り組むことが不可欠です。また、その取り組む姿勢が区民に及ぼす影響を理解し、活動を広く区民に公開することや見学を受け入れるなど、区民の環境学習活動に貢献していくことが大切です。

そのために、事業活動による環境への影響や環境に関する取組みの状況等の環境情報の公表に努めるとともに、環境行動指針に沿って環境に配慮した行動を実践することが重要です。

6-3 区の役割

(1) 区民、事業者の環境配慮行動の促進

①環境情報の提供

環境について考え、行動するためには、自らを取り巻く環境について知ることがその第一歩となります。

そのために、区ホームページによる大気汚染、河川の水質等の調査結果の公表、区の環境行政の概要をまとめた「せたがやの環境」の発行などを通じ、区の環境の現状に関する情報提供を進めます。

②環境学習・環境教育の推進

環境学習講座、環境関連イベント、シンポジウムの開催・充実などによって、区民、事業者が環境について考え、行動する機会の拡充に努めます。

また、学校において、児童・生徒一人ひとりが、環境やエネルギーなど世界規模の諸課題について、自分たちの課題として考え、多様な人々や環境、社会のとの関係性の中で生きていることを自覚し、持続可能な社会の形成者として成長するよう、「持続可能な発展のための教育」(E S D)の視点を踏まえ、環境・エネルギー教育の充実に取り組みます。

③環境保全活動の支援

地域の環境美化活動、落書き防止活動の支援など、区民、事業者が自主的に行う環境保全活動を支援します。また、環境を守り育て、より豊かな環境の創出に貢献している個人、団体、事業所または学校が行う活動及び活動を通じて生まれるアイデアを募り、公表する「せたがやエコチャレンジ」などにより、区民、事業者の活動を広め、さらなる活動の推進につなげます。

④環境行動の実践

区内最大の事業所として、自らの事業活動による環境への影響を低減するため、区独自の環境マネジメントシステムである「E C Oステップせたがや」の運用を通じて、積極的に環境負荷の低減に努めます。

(2) 環境基本計画に基づく施策の推進と進行管理

本計画に係る区の施策の実施状況について、「計画・実施・点検・見直し」のPDCAサイクルに沿って、行政評価などを活用して達成状況を確認し、取組み内容の改善などを行います。

計画の見直しについては、目標ごとに付した指標項目の数値の動向から進捗状況を点検し、区民等の意見を得て計画の評価を行います。その上で、見直し時点に至る国や都の環境施策の動向や社会的環境の変化などを踏まえて本計画の次の計画に反映させていきます。

「環境共生都市 せたがや」を実現するための行動指針（案）

◆区民の行動指針

基本目標 1 みどりとみずの豊かな潤いのあるまちをつくります

- ☐ 敷地内の既存樹木を残し、伐採しないように努めるなど、身近なみどりを大切にします。
- ☐ 世田谷産野菜を積極的に購入するなど、農地の保全に協力します。
- ☐ 敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。
- ☐ 自宅で花や緑を育てるなど、みどりを増やす取組みに協力します。
- ☐ 建物の外観や色彩が周辺のまちなみと調和するよう配慮するなど、風景づくりに協力します。

基本目標 2 自然の恵みを活かしたエネルギーの利用拡大と創出をめざします

- ☐ 太陽光発電や太陽熱利用設備を自宅に設置するなど、自然エネルギーを生活に取り入れます。
- ☐ 自然エネルギーを活用する自治体、団体、事業者等を応援します。

基本目標 3 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

- ☐ 電気・ガス・水道などの使用量を常にチェックし、無駄なエネルギーを使わないようにします。
- ☐ 徒歩や自転車、公共交通など、環境に配慮した交通手段の利用に努めます。
- ☐ 断熱性の向上、自然の風や光を活かした通風・採光など、省エネ型の照明や給湯機への交換など、住宅、機器の省エネルギー化に努めます。

基本目標 4 地球温暖化に対応し、安心して暮らせる地域社会を推進します

- ☐ 徒歩や自転車、公共交通など、環境に配慮した交通手段の利用に努めます。（再掲）
- ☐ 敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。（再掲）

基本目標 5 快適で暮らしやすい生活環境を確保します

- ☐ 車を運転するときは、エコドライブを心掛けます。
- ☐ 「洗剤は適正な量を使う」「料理で使った油はそのまま流さない」など、生活排水に気をつけます。
- ☐ 吸いがら・空き缶などのポイ捨て、公共の場所や道路での歩行喫煙をしません。
- ☐ 生ごみの減量、マイバッグや詰め替え商品の利用などによりごみの発生抑制に努めます。
- ☐ ごみ・資源の分別を徹底します。

全般に関わること

- ☐環境問題に関心を持ち、環境情報の収集に努めます。
- ☐環境学習や環境保全活動などに積極的に参加します。
- ☐環境問題は自らの問題であることを自覚し、環境に配慮した行動を実践することに努めます。

◆事業者の行動指針（案）

基本目標 1 みどりとみずの豊かな潤いのあるまちをつくります

- ☐敷地内の既存樹木を残し、伐採しないように努めるなど、身近なみどりを大切にします。
- ☐敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。
- ☐事業所で花や緑を育てるなど、みどりを増やす取組みに協力します。
- ☐建物の外観や色彩が周辺のまちなみと調和するよう配慮するなど、風景づくりに協力します。

基本目標 2 自然の恵みを活かしたエネルギーの利用拡大と創出をめざします

- ☐太陽光発電や太陽熱利用設備を事業所に設置するなど、自然エネルギーを事業活動に取り入れます。
- ☐自然エネルギーを活用してつくられたエネルギーの利活用に努めます。

基本目標 3 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します

- ☐電気・ガス・水道などの使用量を常にチェックし、無駄なエネルギーを使わないようにします。
- ☐事業所の建物や設備機器の省エネルギー化、設備機器の効率的な運転に努めます。
- ☐一定規模以上の事業者は、法令に従い、省エネルギー、温室効果ガス排出削減に取り組めます。
- ☐環境マネジメントシステムなどの取り組みを推進します。
- ☐徒歩や自転車、公共交通など、環境に配慮した交通手段の利用に努めるとともに、事業活動に用いる車両に環境負荷の小さいエコカーを積極的に導入します。

基本目標 4 地球温暖化に対応し、安心して暮らせる地域社会を推進します

- ☐開発事業等の際には、環境への負荷の低減や公害の防止、環境の適正な保全・回復・創出など、環境への配慮に努めます。
- ☐敷地内に緑地や土の面を確保する、雨水浸透ます・雨水浸透管を設置するなど、雨水の地下浸透に努めます。（再掲）
- ☐事業活動に用いる自動車の使用削減など、自動車交通の抑制に協力します。

基本目標 5 快適で暮らしやすい生活環境を確保します

- ☐法令を遵守し、大気、水質、騒音、振動等の公害防止対策を実施します。
- ☐敷地内及び敷地周辺の美化に努めます。

- | |
|---|
| ☐ ごみの発生抑制に努めるとともに、産業廃棄物と一般廃棄物の適正な分別及び法令に基づく適正な処理を行います。 |
|---|

全般に関わること

- | |
|---|
| ☐ 職場における環境教育を実施し、従業員の環境問題に関する意識の向上に努めます。
☐ 企業の環境報告書やホームページなどを通じて、製品やサービス、事業活動に関わる環境情報の提供を行います。
☐ 地域社会の一員として、地域で行われる環境学習や環境保全活動などに積極的に参加・協力します。 |
|---|